

はじめに

私たちを取り巻く社会は、科学技術の発展、経済活動のグローバル化などにより、非常に豊かなものとなりましたが、一方で、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理などの問題、都市化の進行による自然環境の減少など、地域を取り巻く環境は、少なからず影響を受けつつあります。また、地球規模では、温室効果ガス排出による地球温暖化や海洋プラスチックといった問題を抱えるなど、「環境問題」は、複雑・多様化しております。

さらに、SDGs（国連が提唱する17の持続可能な開発目標）をはじめとした、新たな考え方が広く社会に浸透していくとともに、コロナ禍において、感染防止対策と社会経済活動を両立させていく「新たな日常」に向けての模索も始まるなど、日本のみならず世界規模で、これまでの考え方や価値観が大きく変わりつつあります。

このような状況の中、市民の皆様と共に、新たな価値観を共有し、持続可能な社会の実現を目指すためには、行政・市民・事業者などが協働して取り組んでいくことが、これからもますます重要なものとなっています。

本書は主に令和4年度における岩国市の環境の現況と施策の実施状況をとりまとめたものです。本書を通じて、皆さまが環境問題を身近な問題として理解と認識を深めていただき、一人ひとりが環境について考え方行動する一助となれば幸いです。

令和6年1月

岩国市長 福田 良彦

岩国市民憲章（平成23年1月1日制定）

錦帯橋に象徴される美しいまち岩国
わたしたちは この地を愛し ふるさとが育てた偉人に学び 教養を高め
誇れる岩国を築き 引き継ぐために この憲章を定めます
大切にしたいもの それは みんなの夢 みんなの命
守りたいもの それは 豊かで美しい自然
伝えたいもの それは 歴史や伝統 文化の薫り
広げたいもの それは 世代や地域を超えた人の和
創りたいもの それは 岩国の輝かしい未来

第 1 章 市 勢 の 概 況

第1節 土地・人口・産業等の現状

1 都市形態

沿岸部には、化学工業、パルプ・紙製造業、繊維工業、医薬品製造業、電気業等の事業所により臨海工業地帯が形成されている。主要道路は、海岸部に国道188号、錦川沿いに国道187号、岩国、玖珂、周東地域に国道2号が走っている。さらに岩国、玖珂、周東地域には山陽自動車道、錦地域には中国自動車道が通っている。

鉄道は、海岸部に山陽本線、岩国、玖珂、周東地域に岩徳線、錦川沿いに錦川清流線が走っており、岩国地域には山陽新幹線の新岩国駅がある。また、重要港湾の岩国港、中央沿岸部には岩国錦帯橋空港、米海兵隊岩国航空基地がある。

気象は、平均気温が約15度、年降水量が2,000mm程度であり、少雨温暖の瀬戸内海性気候である。

表1 岩国市の面積等（令和4年10月1日現在）

面 積	市役所の位置		広 ぼ う	
	経 度	・ 緯 度	東 西	南 北
873.67km ²	東経 132° 13' 08"	北緯 34° 10' 00"	51.2km	54.5km
	岩国市今津町1丁目14番51号			

表2 岩国市の気象概況（令和4年）

調査 地點	気 温 (°C)			平均 風速 (m/s)	降水量(mm)		年間 日照時間 (時間)
	平均	最高	最低		年	日最大	
		起日	起日			起日	
岩 国	15.8	35.7	-3.7	1.6	1339.0	218.5	2206.2
		8月9日	2月21日			9月19日	
玖 珂	15.5	36.4	-5.4	1.2	1521.5	196.5	2118.7
		7月1日	1月1日			9月19日	
広 瀬	14.9	37.2	-4.8	1.0	1729.0	256.5	1901.9
		7月1日	2月25日			9月19日	
羅漢山					2180.0	338.5	
						8月5日	

(気象庁気象統計情報)

2 人口及び行政区分

- (1) 人口 125,437 人
 (2) 人口密度 144 人/km²
 (3) 世帯数 63,807 世帯 (令和5年4月1日現在)

表3 岩国市の人口の推移（国勢調査）

（各年10月1日現在）

年次区分	平成7	12	17	22	27	令和2
人口	156,347	153,985	149,702	143,857	136,757	129,125
世帯数	57,090	59,047	59,880	59,486	59,080	57,911

平成17年までは、平成18年3月20日以降の市域に組み替えた値



市街化区分	面積(km ²)
行政区域	873.67
都市計画区域	226.63
市街化区域	25.71
市街化調整区域	53.32

（令和4年4月1日現在）

図1 岩国市行政区分図

第2節 自然環境

岩国市は、山口県の瀬戸内海沿岸の東端部に位置し、北部には県内最高峰となる寂地山をはじめとして1,000mを超える山々が連なる西中国山地国定公園が、中央部の美川町南桑には国の天然記念物に指定されているカジカガエルの生息地が、沿岸部には瀬戸内海国立公園がある。

1 公園

市内には253箇所、186.1haの公園があり、都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は15.28m²となっている。

表4 都市公園とその他の公園の現況

(令和5年3月31日現在)

種別 項目	都 市 公 園					その他 の公園	計	都市計画区域内住 民1人あたりの都 市公園面積(m ² /人)
	総合公園	運動公園	地区公園	近隣公園	街区公園 含特殊公園			
箇 所	2	2	3	2	188	56	253	
面積(ha)	82.1	47.3	13.44	3.34	28.54	11.42	186.1	15.28

2 自然休養林（昭和47年1月1日林野庁指定）

城山自然休養林（278.15ha）は、錦帯橋の西北に位置しその背景をなし、常緑広葉樹林で樹種は200種余り、林内下層のシダ植物も100種に達し、学術的価値も高い。また、林内には30数種類の鳥獣が生息している。

3 名水

昭和59年7月環境庁は全国各地の清澄な自然の水（湧水、河川等）を調査し、全国にそれらを紹介することで国民の水質保全への認識を深め、優良な水環境を積極的に保護していくため「名水百選」を選定した。選定の対象は、

- きれいな水で、古くから生活形態、水利用等において水質保全のための社会的配慮が払われているもの。
- 湧水等で、ある程度の水量を有する良質なものであり、地域住民等がその保全に力を入れているもの。
- いわゆる「名水」として故事来歴を有するもの。
- その他特に自然性が豊かである、稀少性、特異性等を有するなど優良な水環境として後世に残したいもの。

岩国市内では、「桜井戸」と「寂地川」が選定されている。

(1) 桜井戸

通津地区の重要な水源としてどんな干ばつにも枯渇することなく、住民や瀬戸内海を往来する船舶の飲料水や灌漑用水として利用されてきた。現在は、お茶会の水等として利用されている。井戸は文化遺産として昭和 57 年に改修され、史跡名水桜井戸保存会及び地区住民により保全されている。

年 月 日	経 過 概 要
S59. 8. 21	名水百選調査について(依頼) (大気水質第 308 号)
59. 9. 11	名水百選調査について(回答) 岩国市長→県環境部長 梅津の滝 (二鹿) ・岩国市史に記載 ・二鹿観光協会が保存 名水桜井戸 (通津) ・玖珂郡史に記載 ・通津史跡保存会が保存
60. 1. 30	名水百選調査検討会委員現地調査(岡山大学 八木正一教授 他 1 名)
60. 3. 28	環境庁 名水百選に「桜井戸」選定
60. 4. 22	「名水百選」の選定通知について(大気水質第 82 号) 環境庁水質保全局長 (環水規第 61 号昭和 60 年 4 月 15 日) から山口県知事宛に選定通知がされた旨の文書添付
60. 5. 6	全国名水百選桜井戸選定記念式典 (9:30~於 現地) (保存会) 式 典 1 神事 (献茶、報告祭) 2 記念碑の除幕 縦 2m 横 60cm 奥行 21cm みかげ石 3 記念行事 (お茶会、俳句、吟詠、琴曲等)
60. 6. 5 ~11	「名水百選」写真展示会 (パネル写真展示) (展示場所: 新宿住友ビル地下 1 階商店街)
60. 7. 22	「桜井戸」名水百選に認定 「認定書」あり (名水百選認定書交付要領)
60. 8. 2, 3	第 1 回 全国環境保全市町村シンポジウム (於 岐阜県八幡町)
60. 9. 1	桜井戸風景入りスタンプ 使用開始 (通津郵便局) (0827)-38-1570 「風景入り通信日付印のしおり」発行
60. 12. 6	桜井戸 道路案内標識の設置 (国道 188 号線と県道 115 号線通津周東分岐点・桜井戸前) (山口県道路整備課)
61. 11. 17	桜井戸周辺整備工事着手
62. 3. 1	桜井戸周辺整備事業竣工
H 7. 2	桜井戸整備工事
20. 1. 24	「史跡名水桜井戸保存会」岩国市環境衛生連合会団体表彰
25. 10. 2	「史跡名水桜井戸保存会」岩国市清掃行政功労者表彰・岩国市長表彰
28. 3. 3	今西孫一翁銅像の設置
29. 7. 28	桜井戸整備工事 (桜井戸公園トイレ改修等)

(2) 寂地川

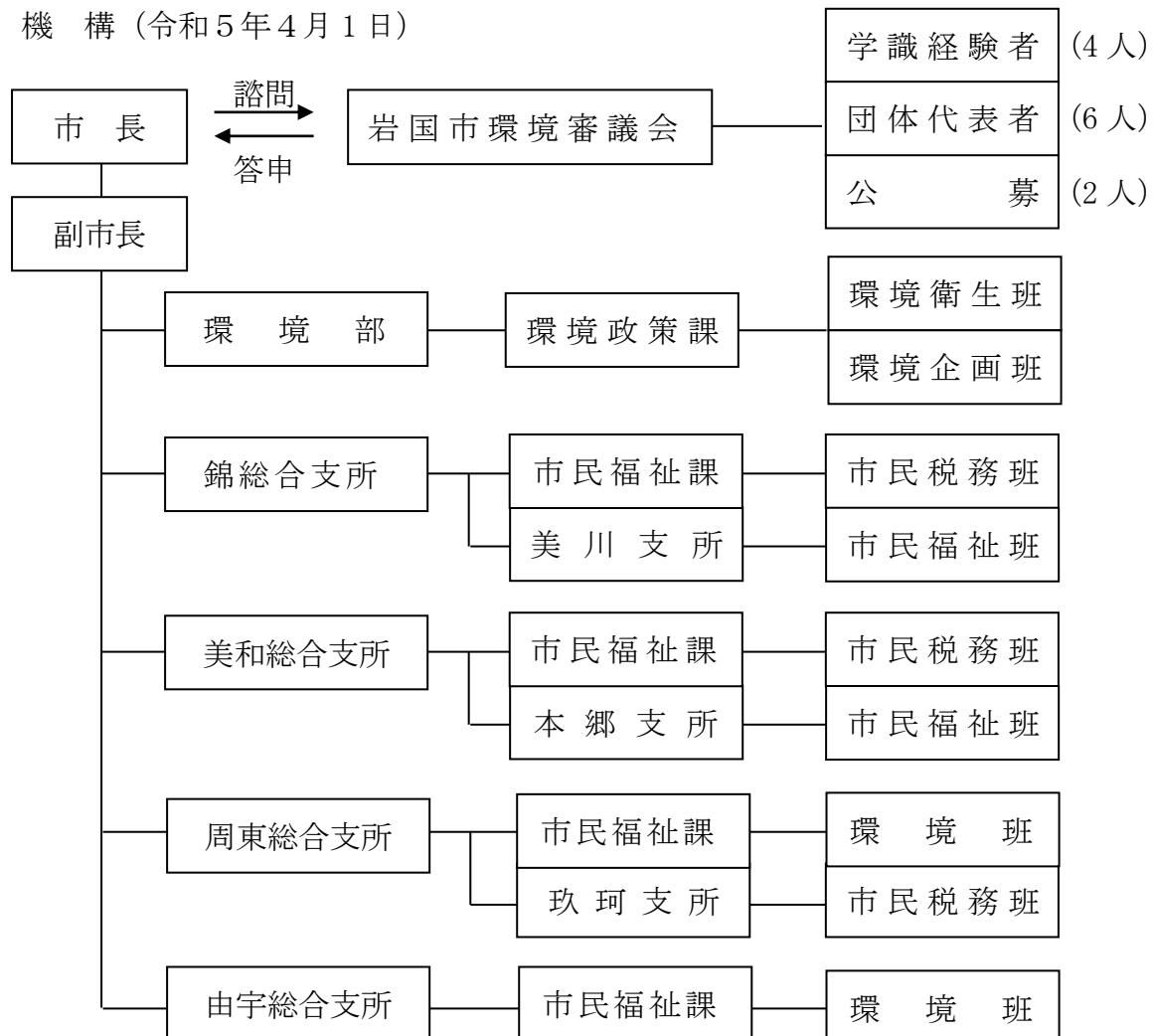
錦町の錦川の支流宇佐川の最上流部で西中国山地国定公園内にあり、村人を悩ませた大蛇を退散させたという「寂地の高僧」と呼ばれる伝説がある。豊富な湧水は地元住民の飲料水源やわさび栽培に利用されている。地元老人会が清掃管理をしている。

年 月 日	経 過 概 要
S59. 8. 21 9	名水百選調査について(依頼)(大気水質第308号) 名水百選調査について(回答) 錦町長→県環境部長 寂地川(錦町)
S60. 1 3. 28 4. 22	名水百選調査検討会委員現地調査 環境庁 名水百選に「寂地川」選定 「名水百選」の選定通知について(大気水質第82号) 環境庁水質保全局長から山口県知事宛に選定通知がされた旨の文書添付
S60. 7. 22	「寂地川」名水百選に認定 「認定書」あり(名水百選認定書交付要領)
H 2. 4	寂地川の上流部にある「寂地峡五竜の滝」が日本の滝百選に認定

第2章 環境保全体制

第1節 環境行政組織

1 機構 (令和5年4月1日)



2 機構の変遷

日付	機構
昭和39年5月	総務部 企画調査課 公害対策係 設置
45年10月	民生部 公害課 管理係、公害対策係 に改称
50年7月	環境部 に改称
55年4月	民生部 公害交通課 に改称
59年1月	環境部 生活環境課 に改称
平成8年4月	生活環境部 環境保全課 環境対策係 に改称
18年3月	市町村合併により、総合支所の組織追加
リ7月	生活環境部 環境保全課 地球温暖化対策室 設置
22年4月	環境部 に改称
23年4月	係から班に改称
25年4月	岩国市環境審議会設置
27年4月	美川、本郷総合支所が、錦、美和総合支所に統合
28年4月	地球温暖化対策室が環境対策班に統合

日付	機構
令和 2年10月 5年4月	玖珂総合支所が、周東総合支所に統合 環境政策課に改称 環境対策班が環境衛生班と、環境企画班に分割

3 分掌事務

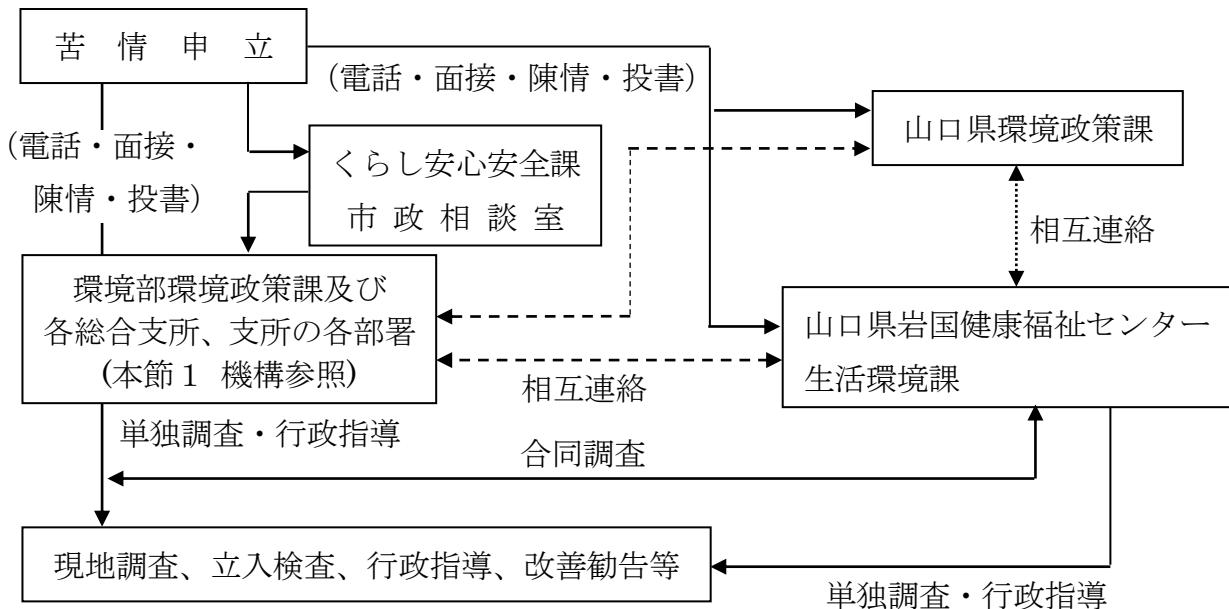
(1) 環境衛生班

1. 公害に関する調査及び測定に関すること。
2. 公害に係る苦情の処理に関すること。
3. 騒音規制法(昭和43年法律第98号)による事務に関すること。
4. 振動規制法(昭和51年法律第64号)による事務に関すること。
5. 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)による事務に関すること。
6. その他環境対策に関すること。

(2) 環境企画班

1. 環境保全及び脱炭素社会の実現を含む地球温暖化対策に係る計画企画及び調整に関すること。
2. 環境教育の推進に関すること。
3. いわくにエコマネジメントプランに関すること。
4. 水源かん養基金に関すること。
5. その他環境政策企画及び調整に関すること。

4 公害関係苦情処理組織



第2節 審議会・協議会の設置状況

1 岩国市環境審議会

環境の保全、一般廃棄物の減量その他環境に関する事項について調査・審議するため、

平成 25 年 4 月 1 日に設置した。

令和 4 年度は、「岩国市汚水処理施設整備構想の見直しについて」及び「岩国市一般廃棄物処理基本計画の取り組み状況について」について審議いただいた。

2 大竹・和木・岩国地域議会環境対策協議会

岩国・和木及び大竹地域の公害対策等を総合的に考究し調査するため、岩国市・和木町・大竹市の議会議長及び議会公害対策特別委員会委員をもって、大竹・和木・岩国地域議会公害対策協議会が昭和 47 年 1 月に設置され、平成元年度から大竹・和木・岩国地域議会環境対策協議会と改称された。

3 小瀬川水質保全連絡協議会

小瀬川の水質保全対策の推進を図り、また水質汚濁時の緊急連絡体制を確立するため、建設省、広島県、山口県の関係行政機関により、平成 3 年 3 月 29 日に設立された。

第3節 協定等の締結状況

岩国市では、市民の健康の保護と生活環境の保全のため、環境悪化を防止する予防的見地に立って、環境関係法令を補完するものとして、23 事業所と協定を、19 事業所と覚書を締結している。

表 1 協定等の締結状況(令和 5 年 12 月 31 日現在)

種別	錦地域	美和地域	岩国地域	玖珂地域	周東地域	由宇地域	合計
協定	1	0	10	1	9	2	23
覚書	—	2	2	9	4	2	19

第4節 環境保全思想の普及と啓発等（令和 4 年度）

環境問題が身近なものから地球規模のものまで拡がりをみせる中、環境汚染を未然に防止し、住みよい生活環境を保全するためには、地域住民すべてが公害の防止、環境の保全について正しい認識を持つことが望まれている。

そこで、本市では県と協力して環境保全に関する情報提供を行い、住民意識の高揚を図っている。

(1) 「岩国市の環境」の作成

毎年度、本市の環境の現況と講じた環境保全対策等をまとめた「岩国市の環境」を作成し、インターネット等で公開している。

(2) 広報紙への掲載

6 月の環境月間をはじめとして、市の広報紙に環境保全の重要性についての啓発記事

を掲載し、住民意識の高揚を図っている。

(3) 環境月間の行事の実施

我国では、昭和 48 年以来、環境庁の主唱のもとに「世界環境デー」の 6 月 5 日を初日とする「環境週間」を設け各種行事が実施されてきたが、平成 3 年度からは 6 月を「環境月間」として、環境保全のための諸行事を行っている。

本市では、6 月 4 日に環境月間行事として岩国市地球温暖化対策地域協議会、山口県岩国健康福祉センター、岩国市水道局、岩国市立ミクロ生物館、山口県地球温暖化防止活動推進センターと共同で「岩国環境フェスタ 2022」を実施した。

(4) 地球温暖化防止活動の啓発

「地球温暖化防止を考える会」（県知事から委嘱された地球温暖化防止活動推進員で構成された市民団体）とともに、地球温暖化について知識を深め、それを防止するために必要な取り組みについて知ってもらうため出前講座等を行っている。令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により昨年度と比較して実施件数は減少したものの、7 件の出前講座を開催した。また、各種イベントに 2 回出展し、34 世帯に「家庭におけるトップ温暖化診断」を実施した。

また、岩国市地球温暖化対策地域協議会と協働で SNS（Twitter）を利用した啓発活動も開始した。

(5) 水辺（海辺）の教室の開催

身近な河川等の水辺に親しみながら、そこに棲んでいる水生生物などを観察することで、自然をいたわる優しい心の醸成を図る「親と子の水辺（海辺）の教室」を開催した

- ・8 月 2 日、潮風公園みなとオアシスゆうにおいて開催し、生徒 18 名が参加
- ・10 月 17 日、錦川において開催し、美川小学校の児童等 15 名が参加

表 2 環境日誌（令和 4 年度）

年 月	期 間	内 容
令和 4 年 4 月	1 日～6/23 18 日、19 日 27 日 28 日	小瀬川水質保全連絡協議会幹事会（中止） 航空機騒音調査（灘小学校） 環境騒音調査 第 1 回岩国市環境審議会 大気汚染定期調査（降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度）
5 月	1 日	大気汚染測定調査（降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度）
6 月	1 日～30 日 4 日 2 日 8, 13, 16 日 10 日 23 日、24 日 30 日	第 30 回環境月間 「岩国環境フェスタ 2022」 不法投棄ごみ回収作業（御庄神の内） 工場騒音調査（岩国地域：10、由宇地域：2、玖珂地域：1） 地下水水質検査（周東地域：7 地点） 工場排水調査（岩国地域：12、美和地域：2） 大気汚染定期調査（降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度）
7 月	27 日	河川水質調査（22 河川）

	29 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
8月	2 日	「親と子の海辺の教室」(潮風公園)
	4 日～9/30	航空機騒音調査(通津)
	29 日	ダイオキシン類調査(岩国地域:2 地点)
	31 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
9月	中止	名水桜井戸観月茶会
	2 日、8 日	悪臭調査(岩国地域:2 事業所)
10月	30 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
	1 日～12/23	航空機騒音調査(通津)
	中止	13 市衛生主管課長会議(山口市)
	17 日	「親と子の水辺の教室」(美川小学校:錦川)
	17 日	地下水水質検査(周東地域:7 地点)
	19 日～29 日	生活環境中の浮遊粉じん調査(岩国地域:4 か所)
11月	31 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
	17 日	新幹線鉄道騒音・振動調査(周東町下久原小川、北方)
	10/21、10/26、 11/5	工場騒音・振動調査(岩国地域:騒音 10・振動 8、由宇地域:騒音 2・振動 2、玖珂地域:騒音 1・振動 1 事業所)
	17 日、18 日	工場排水調査(岩国 8、由宇 2、玖珂 1)
	10 日、18 日	悪臭調査(周東地域:1 事業所)
	9 日	河川水質調査(22 河川)
	25 日	第3回 岩国市環境審議会
	11 日	第79回岩国飛行場藻場・干潟回復調査研究委員会
	30 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
	12月	地下水調査(岩国地域:4 地点)
12月	20 日	悪臭調査(岩国地域:2 事業所)
	23 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
	26 日	
5年1月	1 日～3/31	航空機騒音調査(灘小学校)
	16 日、17 日	工場排水調査(岩国地域:10、美和地域:2 事業所)
	16 日、17 日	自動車交通騒音調査
	18 日、20 日	工場排ガス調査(岩国地域:4 事業所)
	23 日～2/3	生活環境中の浮遊粉じん調査(岩国地域:4 か所)
	27 日	悪臭調査(周東地域:1 事業所)
	31 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
	2月	
2月	13 日	地下水水質検査(周東地域:7 地点)
	14 日	第2回岩国市環境審議会
	15 日	ダイオキシン類調査(岩国地域:2 地点)
	27 日、28 日	工場排水調査(岩国地域:8、由宇地域:2、玖珂地域:1 事業所)
	28 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)
3月	24 日	大気汚染定期調査(降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素濃度)

第 1 章 環 境 の 現 況

第1節 公害問題の背景

1 現況

沿岸部は、錦川の良質な水を利用して繊維・紙パルプ等の工場が立地し、その後、石油精製・石油化学工場の進出により工業地帯として発展してきた。それに伴い深刻化した公害も各種公害関係法令の整備・規制強化並びに事業者の努力により大幅に改善してきた。しかしながら、オキシダント及び一部水域における水質等で環境基準を達成していない。また、米海兵隊岩国航空基地からの航空機騒音も問題となっている。

さらに近年の住宅地の拡大に伴う生活排水による中小河川の水質汚濁、生活型近隣騒音等の問題は、都市の過密化、生活水準の向上、社会意識の変化等の背景があり解決を困難にしている。

2 大気汚染

二酸化硫黄、二酸化窒素はいずれも環境基準を達成している。しかし、光化学オキシダントは環境基準を達成しておらず、情報及び注意報の発令回数は、昭和 61 年以降漸次減少していたが、平成 9 年以降は増減を繰り返している。浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)については、環境基準を達成している。

また、ベンゼン等 4 種の有害大気汚染物質は、環境基準を達成していた。

令和 4 年度に新規受理した大気汚染に対する苦情は 23 件あり、ほとんどが野外焼却に関するものであった。

3 水質汚濁

公共用水域の汚濁の主な原因は生活排水及び工場排水である。

生活排水は、炊事、洗濯、入浴など人の日常生活に伴って排出されている。公共用水域へ流入する家庭排水の汚濁負荷量の削減は急務であり、公共下水道整備の実施、浄化槽の適正管理等の総合的施策の強化を推進する必要があり、県の定めた「山口県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき施策を実施している。

工場排水については、水質汚濁防止法等により、汚水等を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して規制基準が定められている。

さらに、県は、化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成の効果的手段として昭和 55 年から 5 年毎に総量削減計画を策定している。平成 13 年度からは窒素・リンも加えた計画となり、現在、第 8 次総量削減計画に基づいた対策が実施されている。

令和 4 年度に新規受理した水質汚濁に対する苦情は 7 件であった。

4 騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、新幹線、航空機、工場・事業場、建設作業等が挙げられる。一般環境・新幹線・航空機については環境基準が設定されている。また、工場・事業場、建設作業に関する規制値、自動車に関する要請限度等が、騒音規制法、振動規制法で定められている。

新幹線鉄道騒音・振動については、西日本旅客鉄道株式会社において、音源振動対策及び障害防止対策が進められているが、市内には依然として沿線の環境基準が達成されていないことから、環境基準達成に向けた音源対策等の推進について要請している。

航空機騒音については、「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づき住宅防音工事が引き続き実施されているものの、米海兵隊岩国航空基地による航空機騒音の苦情は毎年多数発生している。

令和4年度に新規受理した騒音苦情(航空機騒音に関するものを除く)は5件、振動苦情0件であった。

5 悪臭

悪臭の発生源は、各種事業場から家庭生活まで数多く存在する。大手事業場では防止対策が実施され徐々にその効果が上がってきているが、市街地では原因不明の一過性のものや農作業によるもの等対処し難いものもある。

悪臭防止法では、敷地境界線において22物質、排出口において13物質、排出水において4物質の規制基準が定められている。しかし、悪臭は、法で規定されている物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する場合が多く、法に基づく悪臭物質濃度の測定結果と住民の被害感とが必ずしも一致しないことが多いことから、人の臭覚を利用する官能試験法の一つである三点比較式臭袋法を用いた臭気指数による指導基準を定めた「山口県悪臭防止対策指導要綱」による監視指導も行っている。

令和4年度に新規受理した悪臭苦情は10件であった。

第2節 公害苦情の発生状況

公害に関する苦情・陳情は、私達が日常生活している生活環境と密接に関係しており、市内における公害の状況を直接的に表すもので、快適な生活環境を目指す公害行政の方向を定める重要な因子である。

1 苦情発生件数等の経年変化

令和4年度における公害に関する苦情の新規受理件数は47件で、前年度から28件減少した。

表1 種類別公害苦情件数の推移（前年度からの繰越、移送分を含む）

種別 年度	典型7公害							その他	計
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壤 汚染	地盤 沈下		
平成 30	35	6	20(3)	2	18(2)			2(1)	83(6)
31	32	6	8(3)	0	8(2)			1(1)	55(6)
令和 2	24	8	8(3)	0	8(2)				48(5)
3	41	5	11(4)	1	16(3)			1	75(7)
4	23	7	8(3)	0	12(2)				50(5)

注) () 内は、前年度からの繰り越し及び移送分で内数

2 用途地域別及び被害の種類別苦情発生状況

用途地域別の苦情発生状況は、住居の環境を保護するために定められた住居地域で全苦情の37.2%、近隣の住宅地の住民への日用品の供給を行う商業その他の業務の利便を増進するために定められた近隣商業・商業地域で7.0%、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便性を増進するために定められた準工業・工業・工業専用地域で14.0%、市街化抑制のために定められた市街化調整区域で9.3%、都市計画区域内その他で30.2%、都市計画区域外で2.3%となっている。また、被害の種類別では、感覚的・心理的なものが全苦情の81.4%を占めている。

第3節 基地公害

米海兵隊岩国航空基地は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」により提供されている。

(1) 航空機騒音

基地の航空機による騒音被害は、危険感、威圧感を伴い、被害地域も進入路に近い臨

海部を中心に広範囲にわたっている。特に着艦訓練及びエンジンテスト時が問題となつており、これらに関しては、あらゆる機会に騒音軽減等の要請をしている。

エンジンテスト用消音装置（ハッシュハウス）は、令和2年度末現在でエンジン単体用、機体用、機体・エンジン用の計3機が設置されている。

航空機墜落等の危険性や騒音による日常生活上の障害等の軽減又は除去を図る目的で、基地沖合移設事業は、市や県の要望により国によって平成8年度に事業着手され、米軍岩国基地の東側海面を埋立て、平成22年5月29日に約1,000m沖合に移設された新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業が完了した。

平成30年3月には、在日米軍再編に伴う空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移駐が完了したこと、沖合移設事業が開始された頃とは大きく状況が変化した。

ア 騒音実態調査

岩国基地周辺における航空機騒音の実態を把握するため、市は昭和51年1月から川口町1丁目に航空機騒音測定器を設置し監視を始めた。また、昭和56年3月26日には、山口県、岩国市及び由宇町で、着艦訓練時における騒音等を含め、その実態を把握し、同地域における騒音対策に資するため岩国基地騒音対策連絡協議会を設置した。令和4年度は、山口県（4台）、岩国市（6台）の計10台のデジタル騒音計を使い、常時測定点9地点と移動測定点2地点の測定を実施した。なお、常時測定点（山口県4地点、岩国市5地点）は全てオンライン化されている。また、自治会等の要望による測定も行っている。

イ 住宅防音工事等の助成

国は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、障害防止工事、防音工事、民生安定施設等の整備を行っており、昭和57年6月28日、第1種の防音対策区域を80WECPNL以上から75WECPNL以上へと拡大した。平成4年3月27日には第1種の防音対策区域に旧岩国市南部、由宇町、阿多田島（大竹市）が追加指定された。また、平成23年度より第1種区域のうち80WECPNL以上の区域内において、平成4年3月28日から平成23年9月20日までに建築された居住者がいる住宅も対象となった。

表2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による対策及び措置

公 共 施 設	一 般 住 宅 等		
学校・病院等の防音工事の助成・共同利用施設の助成	第1種区域 (75WECPNL以上)	第2種区域 (90WECPNL以上)	第3種区域 (95WECPNL以上)
	住宅の防音工事	建物の移転補償 土地の買い入れ	緑地帯等の 緩衝地帯

(2) 航空機騒音以外の公害

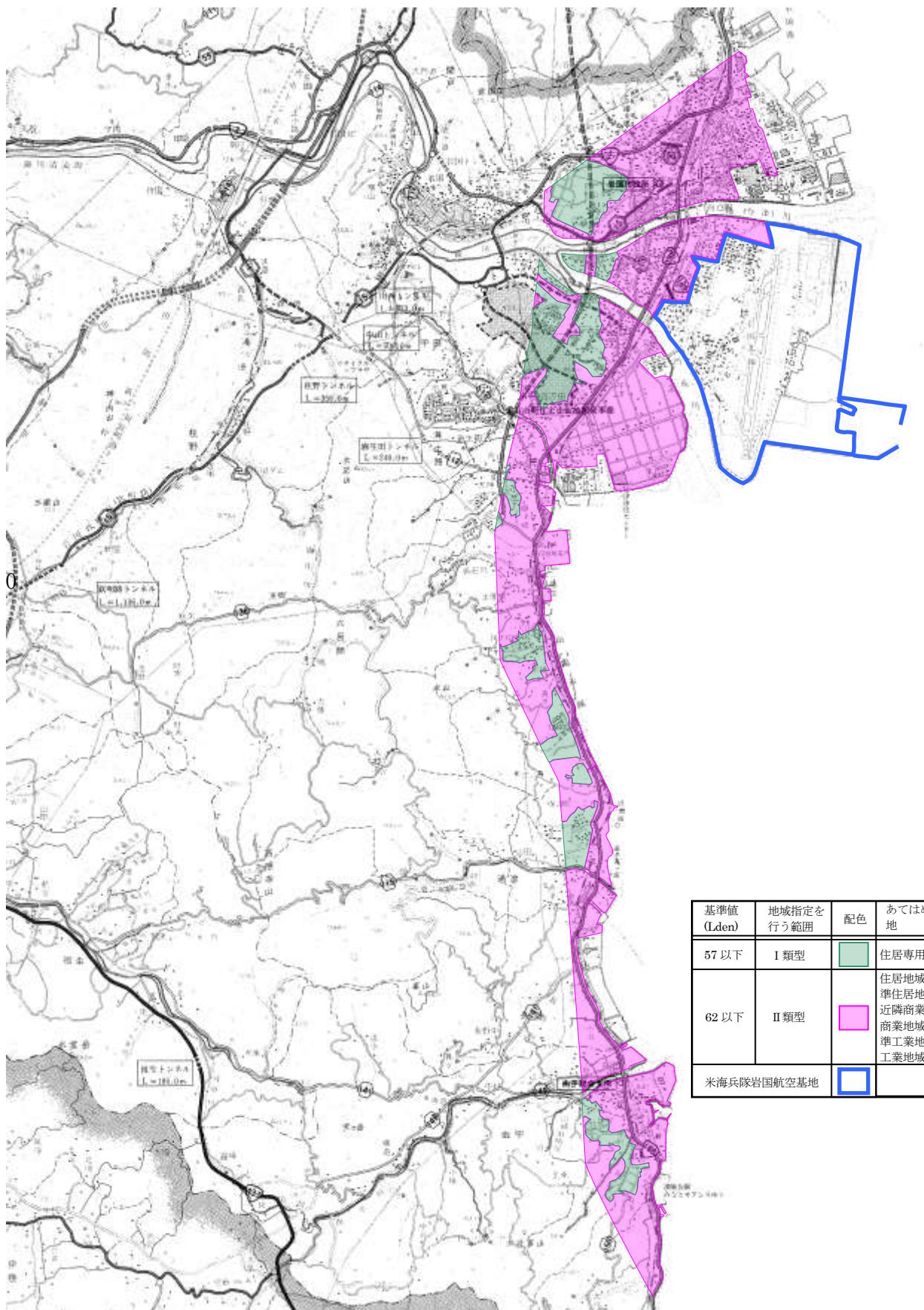
岩国基地に起因する公害について、米軍当局の理解と協力により、県・市合同による昭和47年11月、51年3月の2回の公害調査が実施された。その結果に基づき、大気関係及び水質関係に関する所要の改善措置を要請したところ、米当局は次のような改善を積極的に進めた。

ア 水質関係

汚水処理については、当初、門前川への直接流入を避けて酸化池を設置し、これに流入させるようにしてきたが、現在は、基地内に処理施設が設置されている。

イ 大気関係

ボイラー施設の低硫黄化燃料への切替えについては、昭和59年10月から行っている。



岩国飛行場に係る環境基準類型指定図

第 2 章 大 気 汚 染

第1節 大気汚染の現況

大気汚染は主として、各種工場等の固定発生源から排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん・粉じん、自動車等の移動発生源から排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素・粒子状物質などに起因している。

1 二酸化硫黄による汚染

導電率法による測定結果によると、二酸化硫黄による大気汚染は、昭和47年度以降逐次減少し、昭和52年度からすべての測定局において環境基準の長期的評価を満足しており、ここ10年間は、0.001～0.004 ppmの範囲で横ばいでいる。また、市では平成11年度から小型サンプラー法による簡易測定を行っている。

表1 二酸化硫黄濃度経年変化 (単位: ppm)

地域		年 度 測定点	平成 25	26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
和木町	和木コミュニティセン ター	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
岩 国 市	北部 麻里布小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	南部 岩国小学校	0.001	0.001	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛宕小学校	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
岩国・和木地域平均		0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

(注) 1. 麻里布小学校は、平成16年9月に岩国市役所より移設(表2, 4, 5, 7～10, 12～14も同様)
2. 岩国小学校測定局は、平成28年度に廃止(表2, 4, 5も同様)

表2 二酸化硫黄濃度環境基準適合状況 (令和4年度)

市 町 名	観測局名	用 途 地 域	有 效 測 定 日 數	測 定 時 間	年 平 均 值	1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間 数とその割合	日平均値が 0.04 ppm を超 えた日数とそ の割合	1 時間値 の 最 高 値	日平均値 の 2 % 除 外 値	日平均値が 2 日以 上連続で 0.04 ppm を超えた事の有無		
日	時 間	ppm	時 間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○			
和木町	和木コミュニティセン ター	住	363	8,645	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	○
岩 国 市	麻里布小学校	住	363	8,650	0.001	0	0.0	0	0.0	0.023	0.003	○
	愛宕小学校	住	363	8,646	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○

(山口県調べ)

表3 二酸化硫黄濃度経年変化（小型サンプラー法）

(単位: ppm)

測定地点名	平成 25	26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
平田供用会館	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
周東総合支所	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
由宇総合支所	0.005	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004

(注) 1. 平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで由宇総合支所が改修工事のため、

由宇保健センターで測定

2. 平成 29 年 4 月から周東総合支所が改修工事のため、高森小学校で測定

2 浮遊粒子状物質等による汚染

(1) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質濃度の測定は、昭和 60 年度より県設置 3 局、市設置 3 局においてベータ線吸収法を用いて開始し、現在は県設置 3 局において実施している。昭和 60～令和元年度の間は、日平均値の 2%除外値はすべて 0.1 mg/m^3 以下である。令和 4 年度、長期的評価及び短期的評価とともに環境基準を達成していた。

表4 浮遊粒子状物質濃度経年変化

(単位: mg/m^3)

地域	測定局	年 度		平成 25	26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
		和木町	和木コミュニティセンタ	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	0.016	0.015	0.014	0.014	0.015
岩国市	北部	麻里布小学校	0.017	0.016	0.015	0.014	0.015	0.014	0.012	0.011	0.011	0.011	0.015
	南部	岩国小学校	0.017	0.014	0.012	—	—	—	—	—	—	—	—
		愛宕小学校	0.024	0.024	0.023	0.023	0.022	0.020	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014
岩国・和木地域平均		0.020	0.019	0.018	0.019	0.019	0.019	0.017	0.014	0.014	0.013	0.013	0.015

表5 浮遊粒子状物質濃度測定結果（令和 4 年度）

市 町 名	観測局名	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間		年 平 均 値	1 時 間 値 の 最 高 値	1 時 間 値 が 0.20 mg/m^3 を超 えた 時 間 数	日 平 均 値 が 0.10 mg/m^3 を超 えた 日 数	日 平 均 の 2% 除 外 値
				日	時間					
岩 国 市	和木コミュニティセンタ	住	365	8,726	0.015	0.088	0	0	0	0.035
	麻里布小学校	住	365	8,729	0.015	0.114	0	0	0	0.033
	愛宕小学校	住	365	8,720	0.014	0.079	0	0	0	0.031

(山口県調べ)

(2) 降下ばいじん

市では、デポジットゲージ法により降下ばいじん量の測定を実施しており、最近 10 年間ほぼ横這いとなっている。

表 6 降下ばいじん量経年変化 (単位 : t/km²/月)

年 度		平成 25	26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
地 域	測 定 地 点										
小瀬	小瀬小学校	1.25	1.29	1.22	1.56	1.41	1.16	1.39	1.26	1.10	1.18
装港	装港小学校	1.76	2.20	1.76	1.61	1.19	1.45	1.61	1.50	1.30	1.37
麻里布	東小中学校	2.09	2.03	2.06	1.81	1.67	1.89	2.30	1.98	1.73	1.74
平田	平田供用会館	1.44	1.43	1.50	1.51	1.26	1.37	1.42	1.56	1.36	1.55
藤河庄	石井病院	1.25	1.35	1.22	1.40	1.25	1.22	1.32	1.33	1.27	1.34
	御庄小学校	1.47	1.44	1.27	1.50	1.23	1.20	1.61	1.38	1.36	1.37
平均		1.36	1.40	1.25	1.45	1.24	1.21	1.47	1.36	1.32	1.36
周東	周東総合支所	1.51	1.78	1.41	1.46	1.55	1.71	1.98	1.86	1.73	2.04
由宇	由宇総合支所	1.79	1.93	1.86	1.58	1.08	1.55	1.85	1.50	1.43	2.05
全市平均		1.57	1.68	1.54	1.55	1.33	1.44	1.69	1.55	1.41	1.58

(注) 1. 平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで由宇総合支所が改修工事のため、由宇保健センターで測定

2. 平成 29 年 4 月から周東総合支所が改修工事のため、高森小学校で測定
3. 令和 2 年 9 月から東中学校解体のため、測定地点を東小中学校へ変更

3 窒素酸化物による汚染

窒素酸化物濃度の経年変化を表 7 に示す。窒素酸化物濃度は、最近 10 年間ほぼ横這いとなっている。

表 7 窒素酸化物濃度 (単位 : ppm)

市町名	観測局	年 度	平成 25	26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
項目												
和木町	和木コミ ニティセン ター	NO	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
		NO ₂	0.012	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
		NO+NO ₂	0.015	0.016	0.016	0.014	0.014	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
岩国市	麻里布 小学校	NO	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
		NO ₂	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
		NO+NO ₂	0.017	0.018	0.016	0.014	0.015	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009
	愛宕 小学校	NO	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
		NO ₂	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
		NO+NO ₂	0.013	0.013	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009

(山口県調べ)

令和4年度の測定結果を表8、9、10に示す。環境基準の設定してある二酸化窒素濃度は全ての観測点において、環境基準値を満足している。

また、平成11年度からNG-KN-S法による簡易測定を行っている。

表8 窒素酸化物濃度測定結果（令和4年度）

市町名	観測局名	用途地域	窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	年平均値の比 (NO ₂ /NO+NO ₂)
			日	時間	ppm	ppm	%
和木町	和木コミュニティセンター	住	356	8,491	0.010	0.073	77.7
岩国市	麻里布小学校	住	363	8,647	0.009	0.074	85.6
	愛宕小学校	住	355	8,481	0.009	0.066	76.1

(山口県調べ)

表9 二酸化窒素濃度測定結果（令和4年度）

市町名	観測局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppm超過	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下	日平均値0.06ppm超過	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下	日平均値が0.04ppm以上98%値	
			日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	ppm
和木町	和木コミュニティセンター	住	356	8,491	0.008	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.015
岩国市	麻里布小学校	住	363	8,647	0.008	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.017
	愛宕小学校	住	355	8,481	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.015

(山口県調べ)

表10 一酸化窒素濃度測定結果（令和4年度）

市町名	観測局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値
			日	時間	ppm	ppm
和木町	和木コミュニティセンター	住	356	8,491	0.002	0.049
岩国市	麻里布小学校	住	363	8,647	0.001	0.052
	愛宕小学校	住	355	8,481	0.002	0.038

(山口県調べ)

表 11 二酸化窒素濃度 (NG-KN-S 法) 経年変化

(単位 : ppm)

用途地域	測定地点名	平成 26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
住 居	中央公民館	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006	0.005	0.005
	御庄小学校	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005
	平田供用会館	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	灘小学校	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	平 均	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005
近隣 商 業	周東総合支所	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
	由宇総合支所	0.007	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	装港小学校	0.013	0.013	0.012	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
	東中学校	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
	平 均	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.009	0.007
準工業	石井病院	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005
区域外	小瀬小学校	0.011	0.010	0.010	0.009	0.010	0.008	0.007	0.006	0.006
	杭名小学校	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
	平 均	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005
全 平 均		0.010	0.009	0.009	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006

- (注) 1. 灘小学校は平成 25 年 4 月から灘出張所へ変更。
 2. 平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで由宇総合支所が改修工事等のため、
 由宇保健センターで測定
 3. 平成 29 年 4 月から周東総合支所が改修工事のため、高森小学校で測定
 4. 令和 2 年 9 月から東中学校解体のため、測定地点を東小中学校へ変更
 5. 令和 4 年 11 月から中央公民館改修工事のため、測定地点を岩国小学校へ変更

4 光化学オキシダントによる汚染

岩国・和木地域には観測局が 3ヶ所あり、経年変化を表 12 に、令和 4 年度の測定結果を表 13 に示す。いずれの観測局も環境基準に適合していない。

表 12 光化学オキシダント濃度経年変化

(単位 : ppm)

市町名	年 度 観測局名	平成 25	26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4
和木町	和木コミュニティセンター	0.050	0.047	0.050	0.032	0.033	0.031	0.030	0.031	0.033	0.032
岩国市	麻里布小学校	0.052	0.050	0.052	0.033	0.034	0.033	0.032	0.034	0.035	0.032
	愛宕小学校	0.052	0.049	0.052	0.035	0.036	0.035	0.035	0.036	0.037	0.036

(注) 昼間の 1 時間値の年度平均値

(山口県調べ)

表13 光化学オキシダント濃度測定結果（令和4年度）

市 町 名	観測局名	用途 地域	昼間	昼間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間 値が0.06 ppm 超過	昼間の1時間 値が0.12 ppm 超過	昼間の 1時間値 の最高値	昼間の日最高 1時間値の 年47間平均値
			測定 日数	測定 時間	ppm	日数	時間	日数	時間
和木町	和木コミュニティセンター	住	365	5,423	0.032	68	283	0	0
岩国市	麻里布小学校	住	365	5,421	0.032	90	412	0	0
	愛宕小学校	住	365	5,423	0.036	104	495	0	0

(注) 1. 昼間とは5時～20時までの時間帯をいう
(山口県調べ)
2. 環境基準の評価方法：1時間値が0.06 ppm以下であること

5 微小粒子状物質(PM2.5)による汚染

岩国・和木地域には観測局が3ヶ所あり、経年変化を表14に、令和4年度の測定結果を表15に示す。いずれの観測局も環境基準を達成していた。

表14 微小粒子状物質(PM2.5)濃度経年変化

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

市町名	観測局名	年 度			
		平成31	令和2	3	4
和木町	和木コミュニティセンター	8.9	8.1	7.3	9.7
岩国市	麻里布小学校	10.9	10.2	9.6	10.0
	愛宕小学校	10.5	9.9	8.9	9.6

(注) 年度平均値
(山口県調べ)

表15 微小粒子状物質(PM2.5)濃度測定結果(令和4年度)

市町名	観測局名	用途 地域	有効 測定 日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	割合
和木町	和木コミュニティセンター	住	365	9.7	23.5	1	0.3
岩国市	麻里布小学校	住	365	10.0	23.9	1	0.3
	愛宕小学校	住	365	9.6	22.9	1	0.3

(山口県調べ)

6 大気汚染注意報、警報等の発令状況

(1) 硫黄酸化物の発令状況

岩国・和木地域では、昭和47年6月の注意報発令以後発令はない。

(2) 光化学オキシダントの発令状況

岩国・和木地域は広島県の大竹地域に隣接しているため、広島・山口両県で協力し、昭和 50 年度から緊急時の発令及びその措置を双方の要請に基づいて実施してきた。しかし、その後双方協議のうえ、昭和 55 年度から、要請に基づく対応は、警報等の発令をすることなく関係工場に対する措置のみを行うこととなった。

情報及び注意報の発令回数は、昭和 61 年以降漸次減少していたが、平成 9 年以降は増減を繰り返している。

表 16 光化学オキシダントに係る情報・注意報発令状況の経年変化

年	平成 26		27		28		29		30		31		令和 2		3		4		5	
区分	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報	
岩国北部和木	0	0	0	3	0	2	0	1	0	2	0	5	0	0	0	2	0	0	0	
岩国南部	0	1	0	1	0	1	0	2	1	2	1	6	0	0	0	3	0	0	0	

(注) 1. 每年 4 月 1 日～10 月 31 日の期間の発令状況

2. 昭和51年～令和5年まで、警報(0.40 ppm以上)の発令なし

(3) 微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起発令状況

平成25年3月1日に県により、微小粒子状物質の注意喚起等に係る対応方針が示され、令和5年は山口県東部（岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町）において、注意喚起の発令はなかった。

表 17 微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起発令状況

第2節 大気汚染防止対策

1 排出規制

(1) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、有害物質)を排出する施設に対しては排出規制[123工場等(内、和木町7):以下本項の工場数は令和5年3月31日時点の値]があり、鉱物または土石の堆積場等粉じんを発生する施設に対しては飛散防止のため、施設の構造等が規制(16工場等)されている。

なお、岩国・和木地域には、大気汚染防止法に基づく特定粉じんの発生施設はない。

ア ばい煙の排出規制

硫黄酸化物については、排出口の高さに応じて排出量の許容限度を定めるK値規制方式が採られている。このK値は表18に示すように年々強化され、昭和51年9月に環境基準達成のために必要な最終改正が行われた。

さらに、53年4月には、K値規制のみでは環境基準の達成が困難であるとして、硫黄酸化物総量規制基準が導入された。これは、工場・事業場単位で規制を行うもので、地域の硫黄酸化物排出許容量を汚染予測手法を用いて算定し、環境基準の達成と確保を合理的かつ計画的に行うものである。また、これと同時に、燃料使用基準が制定され、総量規制基準の適用されない工場・事業場に対し適用された。これらの概要を表19に示す。

表18 岩国・和木地域における大気汚染防止法K値の推移

告示年月日	昭和47.1.15	48.1.1	49.4.1	50.4.15	51.9.28
K 値	11.7	9.34	6.42 (2.34)	4.67 (2.34)	3.5 (2.34)

(注) () 内は特別排出基準値で、新たに設置する施設に適用される

表19 大防法に基づく硫黄酸化物総量規制等の概要 (令和5年3月31日現在)

項目	指定地域	岩国・和木地域
総量規制	適用規模	燃料使用量(定格)が1.0 kJ/h以上の工場等
	基準	$Q = 4.00 W^{0.85}$
	新設	$Q = 4.00 W^{0.85} + 0.3 \times 4.00 [(W + Wi)^{0.85} - W^{0.85}]$
	対象工場	9
燃料規制	適用規模	燃料使用量(定格)が0.1 kJ/h以上、1.0 kJ/h未満の工場等
	基準	硫黄分1.2%以下
	対象事業場数	21
備考	Qは、排出が許可される硫黄酸化物の量(Nm ³ /h) Wは、既設施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料量(kJ/h) Wiは、新設施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料量(kJ/h)	

ばいじんについては、昭和 57 年 5 月に下記事項をねらいとして排出基準が強化された。

- ・ばいじんの排出防除技術の進歩への対応
- ・諸外国の規制レベルとの対応
- ・エネルギー情勢の変化への対応
- ・粒子状物質対策への効果

そしてその改定概要は、

- ・規制対象施設の追加
- ・石炭ボイラーの基準値を石油ボイラー並に強化
- ・基準値を現行の 1/2 程度に強化
- ・標準酸素濃度補正方式の導入

等である。

有害物質のうち窒素酸化物については、昭和 48 年 8 月、大型ボイラー、大型加熱炉等を対象として第一次規制が行われ、50 年 12 月に第二次規制、52 年 6 月に第三次規制、54 年 8 月に第四次規制、そして 58 年 9 月には第五次規制が施行され、固体燃焼ボイラー排出基準の強化、対象施設の拡大等の規制の強化が図られた。

また、従来規制対象外であった伝熱面積 10 m² 未満の小型ボイラーのうち、重油換算 50 リットル/h 以上のボイラーに関する規制が 60 年 9 月から実施され、既設の小型ボイラーについては、62 年 9 月より燃料使用基準が適用されることになった。

イ 粉じん

粉じんの規制は、粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められており、これに基づき粉じんが飛散しないようにされている。

また、特定粉じんについては、特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場の敷地境界線において、石綿の大気中の許容濃度が 10 f / l 以下と定められている。

ウ 緊急時における措置

大気中の硫黄酸化物濃度及びオキシダント濃度が一定以上になると、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき必要な措置が講じられている。

(2) 山口県公害防止条例による規制

指定工場[15 工場(内、和木町 2)]と特定施設(ばい煙に係るもの 13 工場等・25 施設、粉じんに係るもの 61 工場等・233 施設)にわけて規制されている。

指定工場とは一定規模以上の工場・事業場で、工場・事業場全体として規制がかけられている。設置・変更には許可が必要で、事前に厳しくチェックされている。

特定施設については、法で規制のかかっていないばい煙を排出する施設に対して、法と同等の規制基準がかけられている。また、粉じんを発生する施設についても、それが飛散しないよう構造、使用及び管理の基準が法と同様にかけられている。

2 大気汚染等の調査

県では自動測定機による常時監視以外に広範囲で詳細な調査を行っている。市においても大気汚染の状況を把握する為、ハイボリウム・エアー・サンプラーを用いて大気中の粉じんをろ紙上に捕集し、含有金属成分等の測定を実施している。

3 光化学オキシダント

(1) 光化学オキシダント発生時の気候

オキシダント濃度は、13時から15時にかけてピークを示すことが多く、温度変化のパターンと類似している。夜間は二酸化窒素より一酸化窒素の濃度の方が高くなり、朝方二酸化窒素が高くなってくると、それから4~5時間後にオキシダント濃度が高くなることが多い。気象条件としては、

- ・気圧傾度が緩く弱風であるとき
- ・日射があるかまたは曇天であるとき
- ・逆転層が存在するとき
- ・気温が20度以上であるとき

等が挙げられる。

(2) 光化学オキシダント対策

オキシダントは原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物「以下VOCという。」の排出削減により、その改善が期待される。

県は、山口県大気汚染緊急時措置要綱等により注意報等を発令すると同時に、ばい煙排出者に対する大気汚染物質排出量の削減及び自動車使用者に対する自動車の走行の自主的制限を要請するほか、住民に対する広報活動と保健対策を実施している。

なお、工場から排出されるVOCについては、平成16年5月に改正された大気汚染防止法により、排出濃度規制と事業者の自主的な取組とを適切に組み合わせて、効果的な排出抑制を実施している。更に、平成18年4月1日からは、VOC排出事業者に対してVOCの排出施設の届出義務、排出基準の遵守義務が課され、事業者の自主的な対策の徹底が図られている。

また、環境省は、「大気汚染物質広報監視システム」により、都道府県が測定している全国の光化学オキシダント注意報等発令情報をリアルタイムで収集し、インターネット等で一般に公開している。

さらに、山口県も独自に平成18年度から「山口県大気環境監視システム」による広報を開始し、インターネット等を通じてリアルタイムに情報を提供できるようになった。

4 微小粒子状物質(PM2.5)

(1) 常時監視

PM2.5については平成21年9月に環境基準が設定されており、県により平成23年度から質量濃度の常時監視及び成分分析が行われている。常時監視データは光化学オキシダント同様、環境省の「大気汚染物質広域監視システム」及び山口県の「山口県大気環境監視システム」において、1時間値の速報値が公表されている。

(2) 注意喚起のための指針と方針

微小粒子状物質(PM2.5)は直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、呼吸器系の奥深くまで入りやすいなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。

平成25年2月、環境省から「PM2.5に関する注意喚起のための暫定的な指針」が示されたことを受け、平成25年3月、県から「PM2.5の注意喚起に係る対応方針」が示された。その後、環境省は平成25年11月、平成26年11月に指針を、県も平成26年5月、同年12月、平成27年4月、平成28年1月に対応方針を改正した。現在の対応方針は以下のとおりとなっている。

ア 県内を4区域単位（気象台の天気予報区分と同様）に分けて注意喚起を実施。

・岩国市は東部区域に含まれ、測定局は和木コミュニティセンター、麻里布小学校、愛宕小学校、柳井市役所、光高校の5局

イ 当日の日平均予測は、毎日、午前6時の1時間値を使用し、区域内の2測定局以上で判断され、レベル(I)～(III)に区分されます。日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測された場合にはレベル(III)と判断され、屋外で長時間の激しい運動を控えるなどの行動が望まれます。

ウ 午前6時から日没までに、区域内の1時間値が同時に2測定局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、注意喚起を実施。注意喚起後、24時までに区域内の全測定局の1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、又は24時に日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、注意喚起を解除。解除されない場合、注意喚起を継続。

〔日没〕春分～秋分：午後6時 秋分～春分：午後5時

エ 県はホームページ、関係機関へのFAX通知、メール配信サービス、テレフォンサービスにより、注意喚起等の周知を行っている。



図1
注意喚起実施の区域区分
(●測定局)

5 監視測定体制

(1) 立入調査

山口県では大気汚染防止法により昭和 53 年 4 月 1 日から硫黄酸化物総量規制が実施され、硫黄酸化物総量規制基準適用企業に対する総量チェックが、毎年実施されている。岩国市でも主要工場（協定締結工場）を対象にばい煙の立入調査を行い、協定値遵守の徹底に努めている。

表 20 煙道排ガス調査の結果（令和 4 年度）

調査対象工場	調査件数	協定値適合件数	協定値適合率(%)
4	4	4	100

(2) 環境調査

県は、市内 2ヶ所と隣接する和木町 1ヶ所に自動測定機を設置し、二酸化硫黄等の測定を行っており、測定データはテレメーターにより県の中央監視局（環境保健センター）に常時送られている。

市は、市内 11 地点で NG-KN-S 法により二酸化窒素濃度を、3 地点で小型サンプラー法により二酸化硫黄濃度を、8 地点でデポジットゲージ法により降下ばいじん量を測定している。

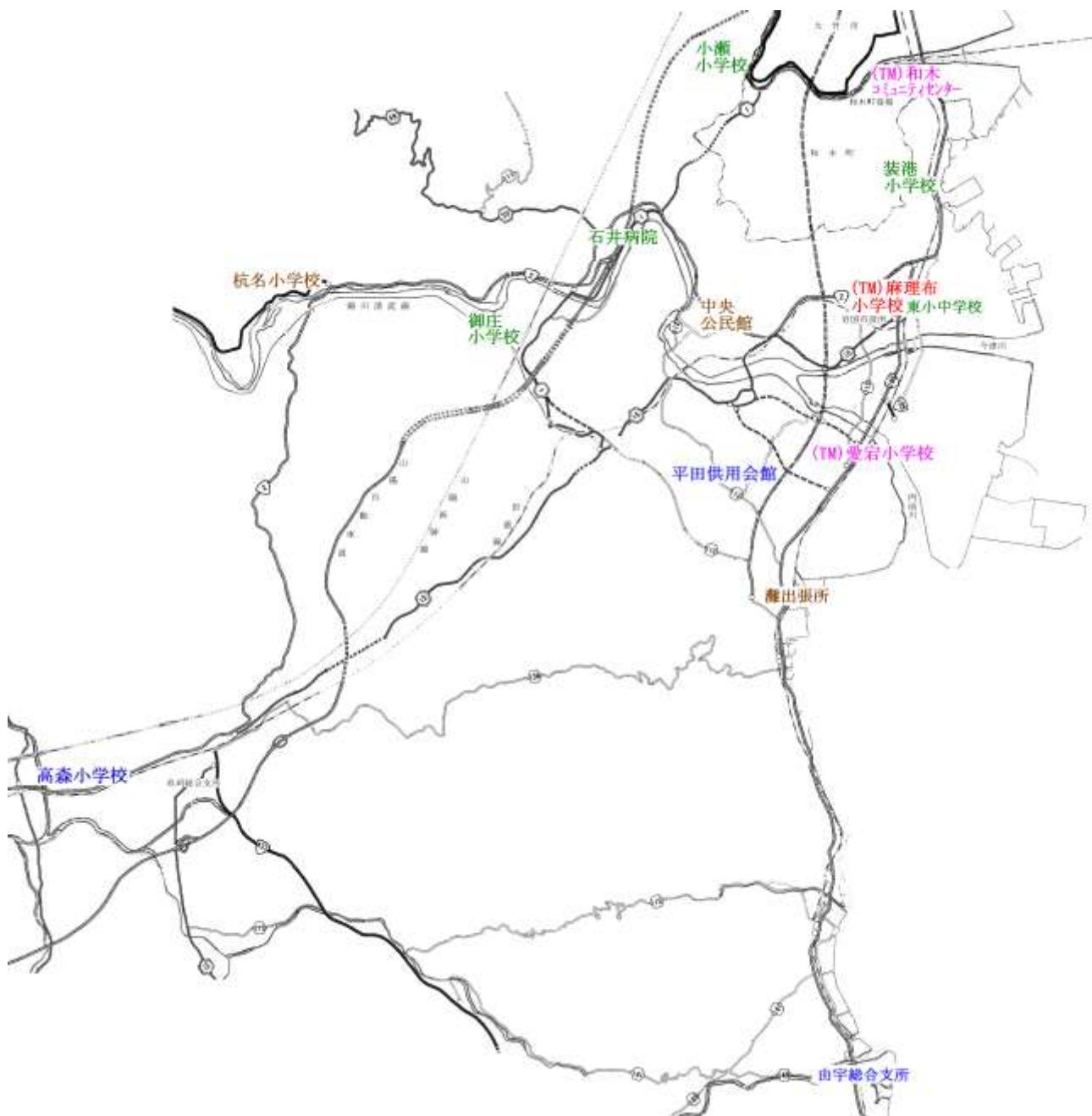
監視測定状況を表 21 に、測定地点を図 2 に示す。

表 21 監視測定状況

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

測定者 項目	岩国市	山口県	計
二酸化窒素	11	-	11
二酸化硫黄	3	-	3
降下ばいじん量	8	-	8
自動測定機	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 窒素酸化物 オキシダント 炭化水素 微小粒子状物質	-	3(1) 3(1) 3(1) 3(1) 1 3(1)
気象	風向・風速 温度・湿度 日射量	-	3(1) 3(1) 3(1)

（注）（ ）内は和木町に設置している数で内数



・自動測定機 ((TM)はテレメーター化された観測所)

赤色 硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、炭化水素、微小粒子状物質
桃色 硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、微小粒子状物質

・簡易測定器等

青色 二酸化窒素、二酸化硫黄、降下ばいじん

緑色 二酸化窒素、降下ばいじん

茶色 二酸化窒素

※二酸化窒素はNG-KN-S法、二酸化硫黄は小型サンプラー法、降下ばいじんはデポジットゲージ法で測定

図2 岩国・和木地域大気汚染測定地点図

第3章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の現状

1 公共用水域の環境基準達成状況

(1) 海域

令和4年度、水質汚濁の指標であるCODは、大竹・岩国地先海域、岩国港(2)及び広島湾西部で環境基準が未達成である。窒素・りんは、全水域で環境基準を達成していた。

(2) 河川

令和4年度、水質汚濁の指標であるBODは、全ての調査地点において環境基準を達成していた。

(3) 湖沼

令和4年度、水質汚濁の指標であるCODは、山代湖で環境基準を達成していなかった。窒素・りんは、菅野湖及び山代湖で環境基準を達成していなかった。

表1 環境基準達成状況経年変化（山口県、中国地方整備局調べ）

環境基準類型 あてはめ水域名	BOD、COD					窒素、りん							
	類型	地 点 数	達成状況(年度)				類型	地 点 数	達成状況(年度)				
			平 成 30	31	令 和 2	3			平 成 30	31	令 和 2	3	4
大竹・岩国地先海域 岩国港(2) 岩国港(1)	A	4	×	×	×	×	×	II	2	○	○	○	○
	B	3	×	○	○	×	×						
	C	2	○	○	○	○	○						
広島湾西部	A	3	×	○	×	×	×	II	4	○	○	○	○
小瀬川	AA	1	○	○	○	×	○						
	A	1	○	○	○	○	○						
	B	1	○	○	○	○	○						
錦川	AA	2	○	○	○	○	○						
	A	4	○	○	○	○	○						
	B	2	○	○	○	○	○						
由宇川	A	2	○	○	○	○	○						
島田川	A	3	○	○	○	○	○						
弥栄湖	A	1	○	○	○	○	○						
菅野湖	A	1	○	○	○	○	○	II	1	○	○	○	
山代湖	A	1	○	×	×	×	×	II	1	×	×	○	

- (注)1. BOD、CODについての環境基準達成とは、全ての環境基準点において環境基準を満足することで、環境基準を満足するとは環境基準に適合した日数が総測定日数の75%以上であることをいう。
2. 窒素、りんについての環境基準達成とは、全ての環境基準点の年間平均値の平均値が環境基準を満足することである。
3. 山代湖、菅野湖の窒素については、当分の間適用しない。

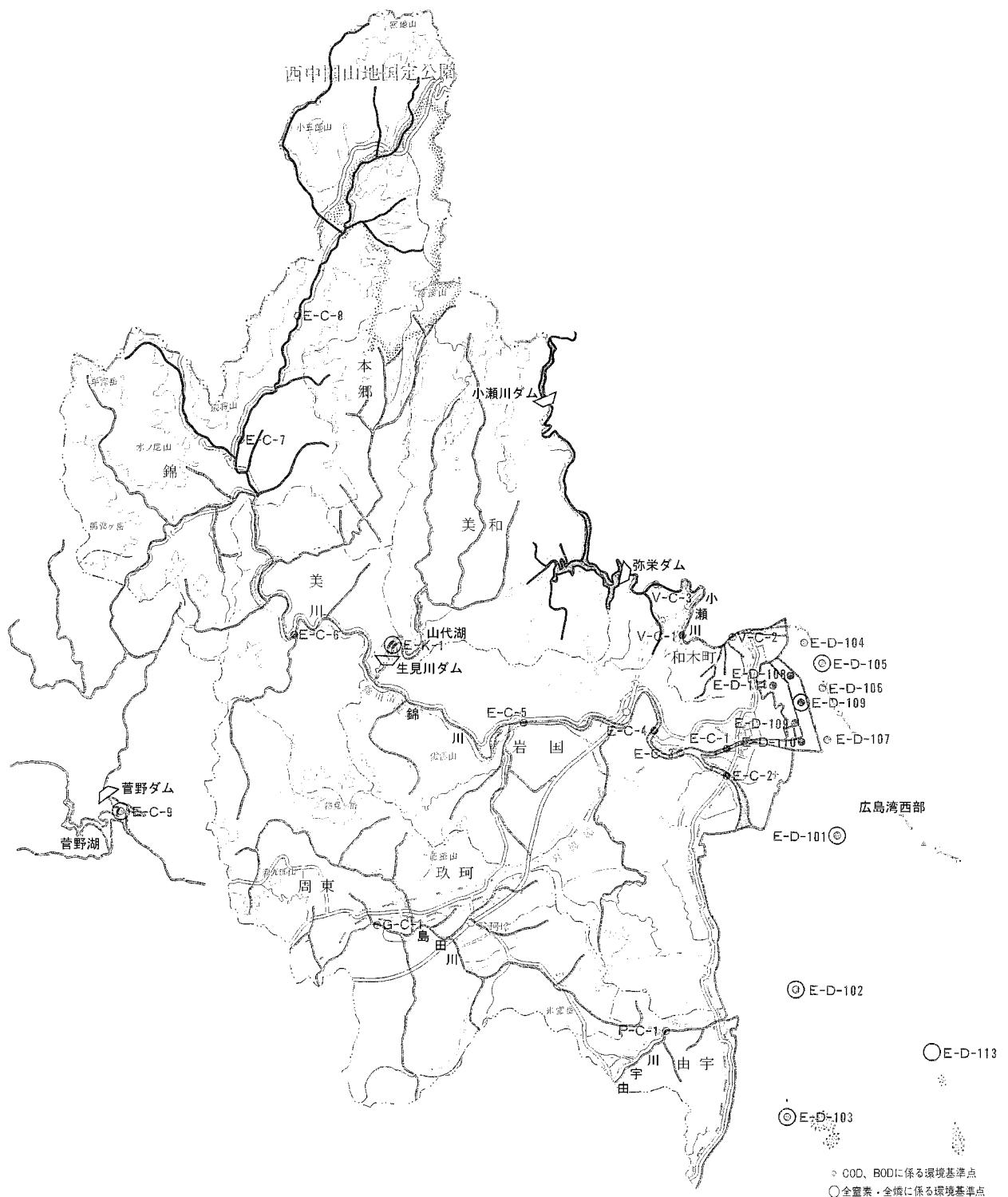


図 1 環境基準点 (BOD、COD、窒素、りん)

第2節 水質汚濁防止対策

水質汚濁の主な原因是、生活排水及び工場排水である。生活排水は公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及等により、工場排水は水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び山口県公害防止条例の規制による処理施設整備の促進等により環境負荷は減少しているが、環境基準を達成・維持するためにはなお一層の努力が必要である。

1 発生源への規制及び指導

公共用水域の保全のため、昭和33年に指定水域制の「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」が制定された。岩国市水域は44年に指定水域に指定され工場排水規制が実施された。

46年6月24日にはこれら2法の実施から得られた問題点を是正し、全ての公共用水域における排水基準違反に対して直罰規定を導入した「水質汚濁防止法」が施行された。

次いで、48年7月19日には公共用水域の環境基準達成の効果的手法として、総量規制方式をとり入れた「山口県公害防止条例」が施行された。

さらに、汚濁の進行が著しい瀬戸内海の環境保全の実行を期するため、48年11月2日から「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が施行された。54年6月12日には同法に総量規制を取り入れて恒久法とする改正が行われ、「瀬戸内海環境保全特別措置法」として水質汚濁防止法に総量規制を導入する改正とあわせて施行された。これにともない、条例の総量規制は適用除外となり、法による規制へ移行した。規制の経緯は、表2のとおりである。

表2 水質規制の経緯

水 域 名		規 制 適 用 年 月 日				
		公共用水域の水質の保全に関する法律の水域指定	水質汚濁防止法施行	上乗せ基準の適用	条例による総量規制の適用	瀬戸法及び水質汚濁防止法に基づく総量規制の適用
広島湾 西 部	岩国・和木	S45. 2. 2 (飯田町地先海域は S44. 2. 3)	S46. 6. 24	S47. 6. 24	S48. 7. 19	第9次総量削減計画 R4. 10
	由 宇 沖	—		S50. 10. 1	—	

(1) 水質汚濁防止法に基づく規制

ア 一律基準

有害物質としてカドミウム、シアンなどの28項目、その他の項目としてpH、COD、BODなどの14項目について基準が設けられている。有害物質は全特定事業場に、その他の項目は日平均排水量が50m³以上の特定事業場に対して適用されている。

なお、有害物質使用事業場に対しては、汚水等の地下浸透が禁止されている。

また、窒素及びりんについては、湖沼及び海域の富栄養化防止対策として排水規制

が実施されており、排水基準は、指定湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出水を排出する日平均排水量 50m³以上の特定事業場に適用されている。

イ 上乗せ排水基準

国の定める一律基準のみでは水質汚濁防止が十分でないと考えられる水域について、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、昭和 47 年 6 月 24 日から県条例により厳しい上乗せ基準が定められており、日平均排水量 50m³以上の特定事業場及び 50m³未満の特定事業場のうち畜産食料品製造業など 8 業種について適用されている。

ウ 総量規制基準

昭和 54 年 6 月 12 日に水質汚濁防止法の一部改正により総量規制が制度化された。人口や産業の集中によって大量の生活排水や産業排水が流入する水域で、排水基準だけでは環境基準を達成・維持することが困難な水域として瀬戸内海他が指定され、化学的酸素要求量(COD)について総量規制が導入された。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法により、瀬戸内海の富栄養化対策の一環として、昭和 54 年にりん、平成 8 年に窒素を加えた「窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針」が策定された。

しかしながら、依然として環境基準の達成が困難な地域があることから、13 年 11 月水質汚濁防止法施行令が改正され、COD に加えて窒素及びりんも総量規制の対象となった。これを受けて、瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 3 (汚濁負荷量の総量の削減) 及び水質汚濁防止法第 4 条の 2 (総量削減基本方針) の規定に基づき国が総量削減基本方針を定め、これに基づき都道府県は、総量削減計画を定めて総量の削減を図っている。

(ア) 総量削減計画の策定

県は、昭和 55 年度から 5 年毎に総量削減計画を策定している。令和 4 年 10 月に第 9 次総量削減計画が策定され、これに基づき総量規制基準が設定され、汚濁負荷量の削減目標量を達成するための対策が実施されている。

(イ) 削減目標

瀬戸内海区域の COD 発生負荷量は着実に減少し、昭和 54 年度の 1,010 t / 日から令和元年度は 374 t / 日と約 60% の減少となっている。総量削減基本方針では、31 年度に 404 t / 日と削減目標を設定している。山口県では第 9 次総量削減計画において、40 t / 日とする目標を設定している。

また、瀬戸内海区域の窒素・りんの発生負荷量は、11 年度の 596・40.4 t / 日から令和元年度は 380・24.3 t / 日と約 35・40% の減少となっている。山口県では第 9 次総量削減計画において、31・2.0 t / 日とする目標を設定している (表 3)。

表3 項目別及び発生源別の削減目標量（第9次総量削減計画）

項目	年 度 区 分	令和元年度実績 (t/日)	令和6年度(削減目標)	
			負荷量(t/日)	増減(t/日)
C O D	生活排水	9	8	-1
	産業排水	23	29	+6
	その他	3	3	±0
	合計	35	40	+5
窒 素	生活排水	7	7	±0
	産業排水	9	13	+4
	その他	11	11	±0
	合計	27	31	+4
り ん	生活排水	0.7	0.7	±0
	産業排水	0.7	1.0	+0.3
	その他	0.4	0.3	-0.1
	合計	1.8	2.0	+0.2

(ウ) 削減目標量の達成の方途

- ① 下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進
- ② 総量規制基準の設定、工場・事業場に対する規制基準の遵守徹底
- ③ 施肥量の適正化、化学肥料の使用抑制等、環境保全型農業の推進
- ④ 順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域等ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理の実施

(2)瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

- ア 「瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画」の策定
 イ 特定施設の設置、変更の許可制度の導入
 ウ 汚濁負荷量の総量削減計画

これについては、(1)水質汚濁防止法に基づく規制のウ COD及び窒素・りんの総量削減参照。

エ 自然海浜保全のための施策

自然海浜保全のための県条例を制定した。

(昭和56年10月16日 山口県自然海浜保全地区条例公布)

(3)山口県公害防止条例に基づく規制

指定工場と特定施設に分けて規制している。指定工場は、一定規模以上の工場、事業場であり、工場、事業場全体を対象として規制している。特定施設は、水質汚濁防止法対象外の施設で、山口県の実情から規制が必要と認められる9業種の施設を対象に水質汚濁防止法と同等の規制をしている。

2 監視測定体制

(1) 工場排水調査

県は、昭和 45 年 8 月から対象事業所の工場排水調査を実施し、規制基準の遵守の徹底を図っている。

市は、協定等に基づき年 4 回立入調査を実施し、協定値等を遵守していない事業所に對しては行政指導をしている。

表 4 工場排水調査結果（令和 4 年度）

調査対象工場	調査件数	調査項目数	協定値適合項目	協定値適合率(%)
16	56	319	318	99.7

(2) 環境調査

水質汚濁防止法により知事に公共用水域の水質の常時監視が義務づけられており、昭和 54 年より水質測定計画に沿って、県、中国地方整備局及び市で調査を実施してきた。しかし、60 年以降は、市独自の測定計画に基づいて水質調査を実施している。

中国地方整備局は一級河川である小瀬川を、県は広島湾西部水域、錦川等 3 つの二級河川及び弥栄湖等 3 湖の水質調査を実施している。

市は、島田川 1ヶ所と中小河川 21ヶ所の水質調査を実施している。

表 5 監視水域及び測定地点数（令和 4 年度）

測定者 水域名	中国地方整備局	山 口 県	岩 国 市
広島湾西部水域	—	13	—
小瀬川	3	—	—
錦川	—	8	—
島田川	—	1	1
由宇川	—	1	—
弥栄湖	—	1	—
菅野湖	—	1	—
山代湖	—	1	—
中小河川	—	—	21

3 生活排水浄化対策の推進

公共用水域の水質汚濁の原因として、炊事、洗濯、入浴など人の日常生活に伴って排出される生活排水が大きな要因となっている。

県は「山口県汚水処理施設整備構想」や「山口県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき、生活排水処理施設の整備及び生活排水浄化対策の普及啓発、実践活動の推進、生活排水対策重点地域の指定等を実施している。生活排水重点地域に指定されている岩国市玖珂町及び周東町では、生活排水対策推進計画を策定の上、水路の浄化施設や親水公園等の整備、「浄化槽市町村整備推進事業」を活用した浄化槽の整備を促進している。また、昭和 58 年より実践活動地域を設置し、生活排水の浄化対策を行っている。

4 浄化槽設置整備事業

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、終末処理施設等の整備が必要な公共下水道等に比べて、①設置コストが格安、②工事が簡単で短期間に設置が可能、③放流水を高級処理並みにすることが可能などの優れた点がある。そこで、岩国市では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるとともに、公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成元年度より合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付する制度を創設し普及を図っている。

表 6 補助金交付状況

年 度	平成元～28	29	30	31	令和 2	3	4	合 計
基 数	7,181	208	173	148	148	153	153	8,164

さらに、平成 13 年度から、生活排水対策重点地域に指定されている周東町祖生地区において、合併処理浄化槽の設置から設置後の維持管理まで一貫して行う特定地域生活排水処理事業も実施している。

表 7 特定地域生活排水処理事業実施状況

年度	平成 13～26	27	28	29	30	31	令和 2	3	4	合計
基數	351	9	6	3	3	6	5	1	4	388

5 地下水汚染

地下水は、簡易水道の水源や飲料水などとして使用されており、安全の確保、水質の保全は重要な課題である。

地下水汚染に係る有害物質に関しては、水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例により、特定事業場等における有害物質を含む水の地下浸透の禁止措置がとられており、県は有害物質使用事業場に対しその使用実態の把握に努めるとともに、定期的に立入調査を実施し、規制基準の遵守状況、適正な使用・保管や排水処理施設の管理徹底等の監視、指導を行っている。

また、県は、水質汚濁防止法第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁の状況及びダイオキシン類による汚染の状況を常時監視するため、地下水の水質測定計画を定め調査を行っている。市においても、過去に確認された地下水汚染の継続的な監視のための調査を行っている。

6 ダイオキシン類

平成12年1月15日のダイオキシン類対策特別措置法施行に伴い、平成30年度まで岩国市平田の市焼却施設を中心に3カ所で環境調査を実施した。令和元年度からは、市焼却施設の岩国市日の出町への移設に伴い、平成31年4月から供用開始した新ごみ焼却場「サンライズクリーンセンター」周辺での環境調査を実施している。令和4年度の調査結果は表8のとおりで、いずれの地点でも環境基準を満足していた。

表8 ダイオキシン類調査結果

地 点 名	年 度		平成 30		31		令和 2		3		4	
	夏 季	冬 季			冬 季		夏 季	冬 季	夏 季	冬 季	夏 季	冬 季
岩国商業高校(土壤)	2.9	1.2	2.5									
山中児童公園(土壤)	4.8	5.4	5.2									
平 田 川(水質)	0.084		0.13									
昭和町第四街区公園 (土壤)			3.7	0.78	1.8		2.1	1.6	1.9	1.5		
旭町グラウンドゴルフ広場 (土壤)			0.016	0.005	0.025	0.0036	0.010	0.0036	0.017			

(注) 1. 土壌の単位は pg-TEQ/g、水質の単位は pg-TEQ/L

2. 平成31年度(令和元年度)は冬季のみ測定

3. 昭和町第四街区公園および旭町グラウンドゴルフ広場は平成31年度(令和元年度)から測定開始

第 4 章 騒 音

第1節 騒音の現況

騒音は日常生活に密着したものであり、その発生源も工場・事業場や建設作業等の固定発生源と自動車、鉄道、航空機等の移動発生源のほか、宣伝放送、深夜営業、家庭における冷暖房機器、楽器、ペット類等のいわゆる近隣騒音に至るまで多種多様である。

令和4年度の苦情の受理件数(表1)は、工場・事業場からのもの1件をはじめとして合計5件であった。

また、環境騒音測定を目的として9地点で測定を行った結果(表2)、環境基準の達成率は88.9%であった。

表1 発生源別苦情受理件数(新規直接受理分)

年 度		平成 30		31		令和 2		3		4	
発 生 源											
工場・事業場	特定工場等	2	3		2	1	3		1		2
	その他の	1		2	2	2				2	
建設作業	特定建設作業	5	10	1	2		1				3
	その他の	5		1	1	1				3	
自動車	高速道路								2		1
	その他の									1	
航空機	民間機										
	その他の										
鉄道	新幹線		1								
	その他の	1									
営業	深夜営業										
	その他の										
拡声器	商業宣伝					1	1				
	その他の										
家庭生活	電気機器	2	3								
	楽器、音響機器										
	人の声、足音、給排水音										
	ペソット										
	その他の	1									
アイドリング・空ふかし									1		1
その他の											1
騒音苦情件数/総苦情件数		17/77		4/49		5/43		3/20		8/46	

- (注) 1. 工場、事業場には建設資材置場に係るもの含む。
 2. 高速道路には自動車専用道を含む。
 3. 営業でも、送風機、空気圧縮機等の施設に係るものは工場・事業場に含む。
 4. アイドリング・空ふかしは、住宅地区の生活行為に伴う騒音。

表2 環境基準達成状況（令和4年度）

地 域 の 類 型	地 点 数	環 境 基 準 達成地点数	環 境 基 準(dB)		
			昼間(6~22時)	夜間(22~6時)	
一 般 地 域	A	1	1(100)	55	45
	B	1	1(100)		
	C	1	1(100)	60	50
	計	3	3(100)	—	—
道 路 に 面 す る 地 域	A(2車線以上)	2	1(50)	60	55
	B(2車線以上)	1	1(100)	65	60
	C(車線を有する)	1	1(100)		
	計	4	3(75)	—	—
幹 線 交 通 を 担 う 道 路 に 近 接 す る 空 間	B	1	1(100)	70	65
	C	1	1(100)		
	計	2	2(100)	—	—
合 計		9	8(88.9)	—	—

(注) 1. () 内の数値は、環境基準適合率である

2. A 類型は専ら住居の用に、B 類型は主として住居の用に、C 類型は商業・工業の用に供される地域があてはまる

1 工場・事業場騒音

工場等に起因する騒音公害は、住居と工場とが混在している土地利用に原因がある。

騒音規制法に基づく特定工場等の数（表3）は223で、816の特定施設が設置されている。これらのほとんどは第2種（主に住居地域）、第3種区域（主に準工業地域）に集中しており、これらの地域にある工場等は小規模で住居に隣接している場合が多い。

表3 騒音規制法に基づく特定工場等総数

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	区分	特定工場等総数	特定施設総数
金 属 加 工 機 械		45	120
空 気 圧 縮 機 等		116	524
土 石 用 破 碎 機 等			
織 機			
建 設 用 資 材 製 造 機 械		8	9
穀 物 用 製 粉 機		1	1
木 材 加 工 機 械		36	89
抄 紙 機		1	1
印 刷 機 械		10	40
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		6	32
鑄 型 造 型 機			
計		223	816

本市では、市内 14 工場について年 2 回工場敷地境界線上で騒音調査を実施（表 4）している。また、騒音規制法による特定施設設置届出が出された工場については、必要に応じて現地調査を実施している。

表 4 工場騒音調査結果（令和 4 年度）

調査対象工場数	調査地点数	調査件数	協定値適合件数	協定値適合率(%)
14	34	132	131	99

2 特定建設作業騒音

建設作業騒音は、一般的に騒音レベルが高いこと、工場騒音と異なり一時的でしかも短期間であること、場所等に代替性がないこと、屋外作業のため騒音防止が極めて困難である等の特殊性があり、粉じん等の他の問題を伴って発生する場合が多い。

令和 4 年度における騒音規制法に基づく特定建設作業の届出総数（表 5）は 72 件で、種類別ではさく岩機を使用する作業が 25 件（35%）と最も多く、次に空気圧縮機、バックホウを使用する作業が 22 件（31%）となっている。

なお、これらの工事に際しては苦情の未然防止のため、事前に工事施工者が付近住民に対し工事内容・工期等の説明を行い、理解を得るよう指導している。

表 5 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

年 度 作業の種類	平成 30	31	令和 2	3	4
くい打機等を使用する作業	9	6	7	7	2
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業	33	38	34	40	25
空気圧縮機を使用する作業	31	26	18	25	22
コンクリートブロック等を設けて行う作業					
バックホウを使用する作業	35	26	21	28	22
トラクターシャベルを使用する作業	1		1		1
ブルドーザーを使用する作業	1	2	3	2	
計	110	98	84	102	72

3 交通騒音

(1) 自動車騒音

自動車騒音については、平成 12 年度から騒音規制法に基づく常時監視として、県を主体に主要幹線道路沿線において騒音測定を実施していたが、平成 24 年度からは権限委譲により市が実施することとなった。

令和 4 年度は 5 地点で測定を行い、7 路線に対して面的評価を行い環境基準の達成状況を調査した。調査結果を表 6 に、測定地点及び面的評価を行った路線を図 1 に示す。

表 6 自動車騒音調査結果（令和 4 年度）

○点的調査結果

実測 地点 番号	路 線 名	調査地点住所	環境 基準 類型	等価騒音 レベル(dB)		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道 188 号	麻里布町 2 丁目 6	C	65	59	○	○
②	一般国道 188 号	車町 2 丁目 2	C	70	64	○	○
③	一般国道 188 号	由宇町	×	71	64	×	○
④	一般国道 437 号	由宇町	B	66	58	○	○
⑤	岩国玖珂線	錦見 6 丁目 9	C	69	68	○	×

○面的調査結果

路線名	住居 戸数 (戸)	昼夜共 基準 以下 (戸)	割合 (%)	昼のみ 基準 以下 (戸)	割合 (%)	夜のみ 基準 以下 (戸)	割合 (%)	昼夜共 基準 超過 (戸)	割合 (%)
山陽自動車道	170	170	100	0	0	0	0	0	0
一般国道 188 号	2,010	1,977	98.3	3	0.2	24	1.2	6	0.3
一般国道 437 号	176	173	98.3	1	0.6	0	0	2	1.1
岩国玖珂線	275	235	85.4	39	14.2	0	0	1	0.4
岩国美和線	128	128	100	0	0	0	0	0	0
大竹美和線	53	53	100	0	0	0	0	0	0
祖生通津停車場線	30	30	100	0	0	0	0	0	0

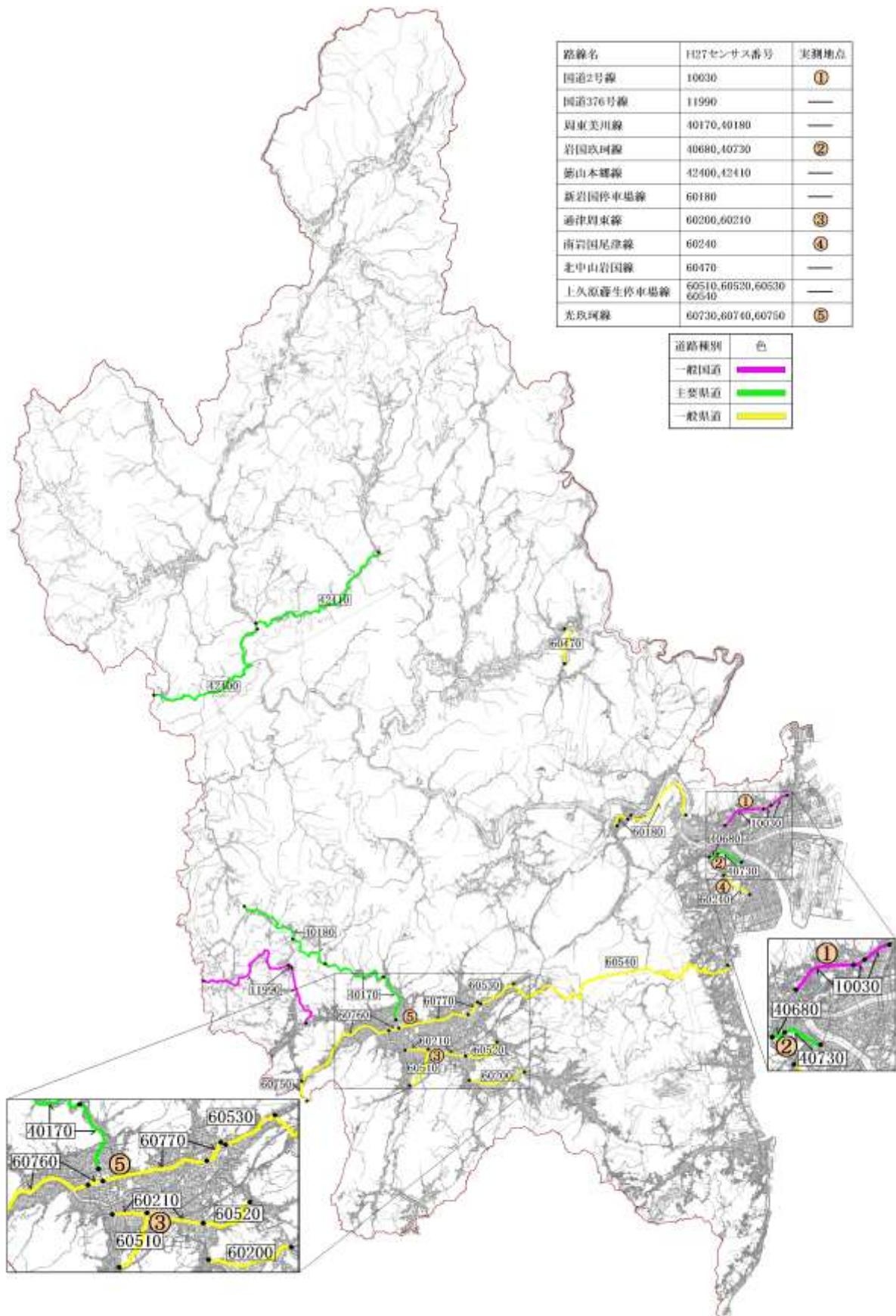


図1 自動車騒音測定地点及び面的評価路線図（令和4年度）

(2) 鉄道騒音

本市における新幹線鉄道はトンネル通過距離が長く住居等に面した地域が少ないとめ比較的影響範囲は狭い。令和4年11月16日に測定を実施した結果(表7)、2地点で環境基準を超過していた。在来鉄道騒音については環境基準がないため測定を実施していない。

表7 新幹線鉄道騒音調査結果(令和4年度)

測定場所	騒音レベル(dB)		環境基準の 地域類型	測定本数
	13m(下り)	14.5m(上り)		
1. 周東町下久原	73	-	I類型 (70dB以下)	20
2. 周東町下久原	-	75		

(注) 1. 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルのうち上位半数をパワー平均したものである

(3) 航空機騒音

本市には米海兵隊岩国航空基地があり、特に軍用ジェット機は騒音レベルが高く影響が広範囲に及ぶため、飛行場周辺の生活環境保全上大きな問題となっており、多くの苦情が寄せられている。(表8)

このため、令和4年度は、山口県は常時測定点を4地点、岩国市は常時測定点を5地点、移動測定点を2地点設けて測定を行った。常時測定点9地点のうち環境基準の設定のある7地点全てで環境基準を満たしていた。(表9)

表8 航空機騒音等に関する苦情件数の推移

年 度 苦 情 種 別	平成30	31	令和2	3	4
上空飛行(工場・市街地)	32	125	72	56	24
航空機騒音	5,428	3,928	3,492	3,954	4,964

表9 航空機騒音調査結果（令和4年度）

測定機関	測定場所	測定期間	年平均	環境基準値
山口県	旭町2丁目	R4.4.1～R5.3.31	60	II類型 62以下
	車町3丁目		52	
	門前町1丁目		46	I類型 57以下
	由宇町中央2丁目		50	II類型 62以下
岩国市	川口町1丁目	R4.4.1～R5.3.31	59	
	尾津町5丁目		61	
	由宇町港3丁目		56	
	由宇町神東		52	適用なし
	由宇町大畠		48	
	南岩国町5丁目	R4.4.1～6.23 R5.1.4～3.28	51	II類型 62以下
	通津	R4.8.4～9.30 R4.10.1～12.23	41	I類型 57以下

(注) 1. *は環境基準を満たしていないことを示す

2. 単位はdB（平成25年4月よりWECPNLからLdenに変更）

第2節 騒音防止対策

騒音から生活環境を保全するため、環境基本法により、騒音に係る環境基準、新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準を達成するために、騒音規制法により特定工場、特定建設作業から発生する騒音及び自動車騒音について規制を行っている。また、山口県公害防止条例により、法規制対象外の工場・事業場及び建設作業から発生する騒音についても法と同等の規制を行い生活環境の保全に努めている。

1 環境基準の類型をあてはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境騒音については昭和46年5月25日、航空機騒音については48年12月27日、新幹線鉄道騒音については50年7月29日にそれぞれ設定された。本市の騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況は表10のとおりである。

表10 騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況

環境基準	最新改正年月日
環境騒音	平成23年4月1日(岩国市告示第74号)
新幹線鉄道騒音	平成13年4月1日(山口県告示第275号)
航空機騒音	平成18年3月20日(山口県告示第136号)

2 騒音規制法による規制

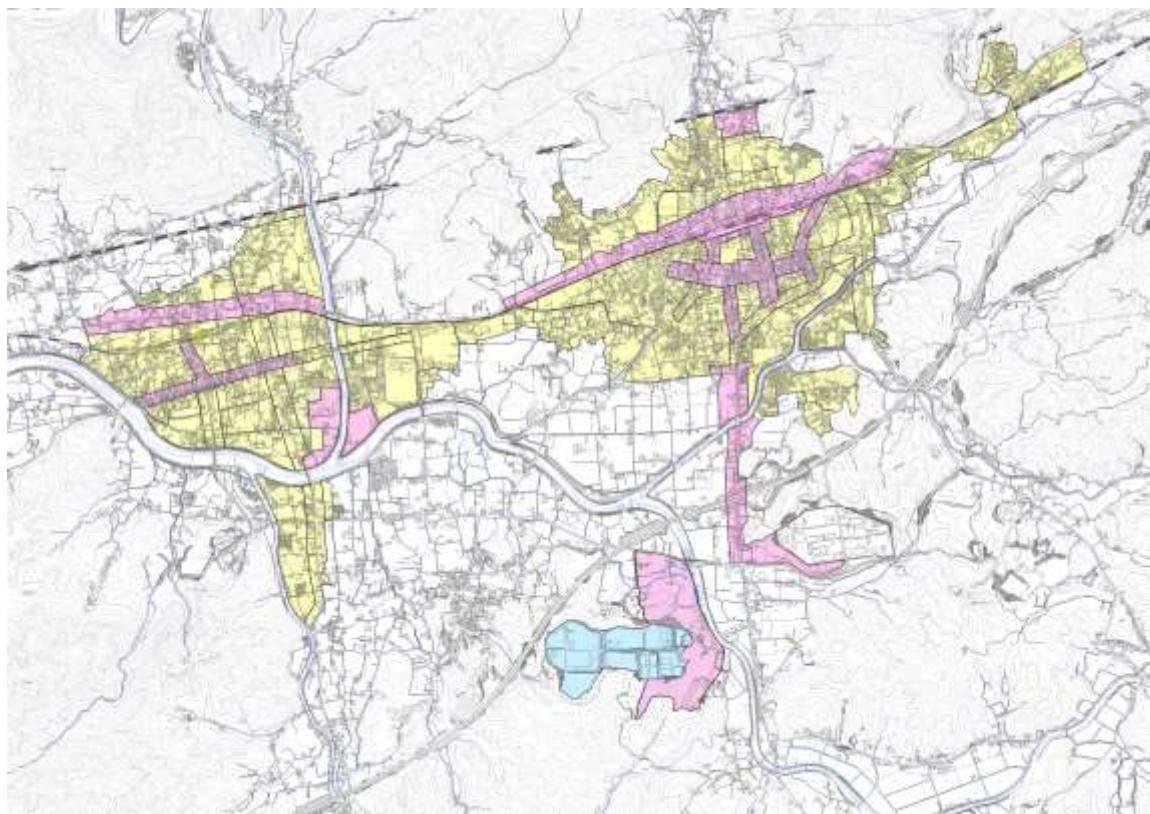
騒音規制法は、工場・事業場及び建設作業から発生する騒音について規制するとともに、自動車騒音に関して許容限度及び要請限度を定めている。

市では、指定地域の指定及び規制基準の設定(平成23年4月1日から県より権限委譲)、騒音の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等の事務等を行っている。

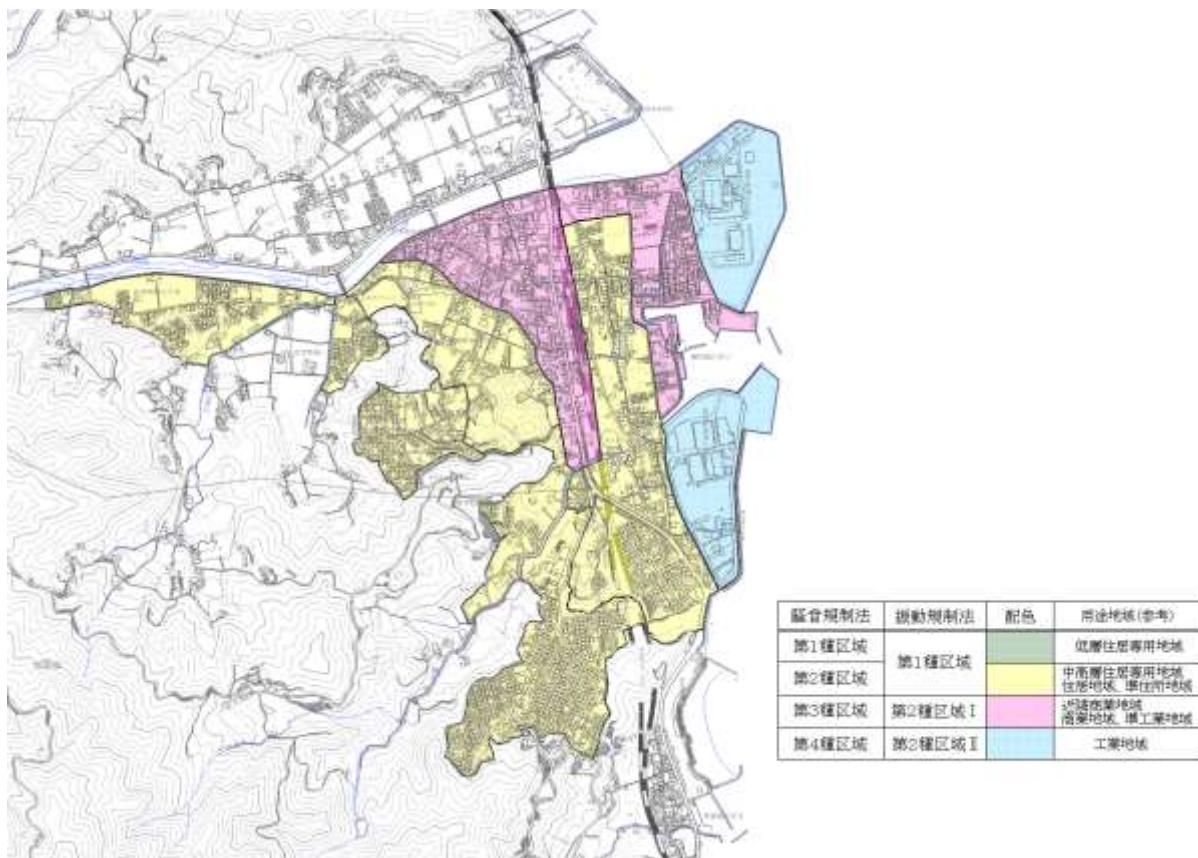
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域は、昭和44年5月1日に山口県知事から指定され、現在は令和6年3月15日岩国市告示第43号(令和6年4月1日施行)により、岩国市長が地域を指定している。また、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分は、昭和50年12月20日 山口県告示第1079号で山口県知事により定められ、現在は平成23年4月1日岩国市告示第69号により岩国市長が定めている。指定地域内における自動車騒音が限度を超えてることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、市長は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を取るべきことを要請することができ、また、必要に応じて、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるとされている。



騒音・振動規制法指定地域概要図(岩国地域)



騒音・振動規制法指定地域概要図(玖珂・周東地域)



騒音・振動規制法指定地域概要図(由宇地域)

第 5 章 振 動

第1節 振動の現況

振動は、工場の稼動・建設作業・交通機関の運行などにより人為的に発生する地盤振動が建物を振動させ、物的被害或いは周辺住民等の日常生活に影響を与えることが問題にされる。振動公害は、概して騒音と同時に発生し、局所的であり、その影響は心理的、感覚的なものがほとんどである。また、防振対策は技術的に困難なことが多い。

表1 発生源別苦情受理件数（新規直接受理分）

年 度		平成 30	31	令和 2	3	4
発 生 源						
工場・事業場	特定工場等					
	その 他					
建設作業	特定建設作業	2	2			
	その 他				1	1
道路交通	高速道路					
	その 他					
鉄道	新幹線					
	その 他					
その 他						
振動苦情件数/総苦情件数		2/77	0/49	0/43	1/20	1/46

1 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等の総数は 117 で、303 の特定施設が設置されている（表2）。これらの工場・事業場のほとんどが第1種区域（住居専用地域・住居地域）、第2種区域（I）（近隣商業・商業・準工業地域）に立地している。さらに、これらの地域にある工場等は、小規模で住居に隣接している場合が多く、本格的な防振対策をしているものはほとんどない。振動による物的被害は少ないものの、人によっては同時に発生する騒音との相乗効果により、心理的、感覚的に重度の被害感を持ち、苦情が表面化すると解決が困難となる場合が多い。

表2 振動規制法に基づく特定工場等総数

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	区分	特定工場等総数	特定施設総数
金属加工機械		34	92
圧縮機		67	154
土石用破碎機等			
織機			
コンクリートブロックマシーン等		3	8
木材加工機械		3	4
印刷機械		3	12
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		1	1
合成樹脂用射出成形機		6	32
鋳型造形機			
計		117	303

2 特定建設作業振動

建設作業は、衝撃力や振動を直接利用して作業を行うため、振動の防止そのものが極めて困難である。一時的で短期間ではあるものの場所に代替性が無いため、隣接家屋等に被害を与え苦情となる場合がある。

令和4年度の振動規制法に基づく特定建設作業の届出総数(表3)は36件で、種類別にみるとブレーカーを使用する作業が33件(92%)と大半を占めていた。

表3 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	年度	平成30	31	令和2	3	4
くい打機等を使用する作業	7	5	7	7	3	
鋼球を使用して破壊する作業						
舗装板破碎機を使用する作業	2				2	
ブレーカーを使用する作業	38	44	39	38	33	
計	49	49	46	47	36	

3 交通振動

新幹線鉄道振動

これまでに新幹線鉄道振動が、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の指針である70デシベルを超えた地域はない。令和4年11月16日に測定した結果、指針値を満たしていた。

表4 新幹線鉄道振動調査結果（令和4年度）

測定場所	振動レベル(dB)		緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずる指針等(dB)
	8.5m	19.5m	
1. 周東町下久原	64	—	70
2. 周東町下久原	—	51	

第2節 振動防止対策

振動から生活環境を保全するため、工場、事業場における事業活動及び建設作業に伴う振動について規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置等が振動規制法に定められている。市では、指定地域の指定及び規制基準の設定(平成23年4月1日から県より権限委譲)、振動の測定、改善勧告・命令、立入検査等の規制を行っている。

振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域は、昭和53年4月14日 山口県告示第368号により山口県知事から指定されていたが、現在は令和3年3月30日岩国市告示第68号(令和3年4月12日施行)により、岩国市長が地域を指定している。

第 6 章 悪臭

第1節 悪臭の現況

悪臭は、人の感覚に直接訴える感覚公害だけに、古くから住民の衛生的で快適な生活環境を損なうものとして問題にされてきたが、昭和40年代に入って全国的に苦情件数が増加し、公害問題として住民に強く認識されるようになった。悪臭による被害は、本質的には人に不快感、嫌悪感を与えるにとどまり、また、一時的なものであり蓄積性がないという特性がある。

近年の悪臭苦情の発生要因としては、

- 生活環境の質的向上に対する欲求が高まり、これまでやむを得ないとして耐えてきた臭いを悪臭として感じるようになってきたこと
- 住宅地域の拡大により住工混在地区が多くなったこと、等が考えられる。

令和4年度の悪臭苦情発生件数は14件で、発生源別発生状況は表1のとおりである。

悪臭に関する苦情は、根本的な対策まで至らず再発するケースが多いが、素早い対応とねばり強い行政指導を行うことにより解決に努めている。

表1 発生源別悪臭苦情発生件数（新規直接受理分）

年 度	分 区 分	農	畜	建 築 ・ 土 木 工 事	製 造 事 業 所							廃 品	商 店 ・ 回 收	洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 飲 食 業	修 理 工	一 般 家	そ の 他	不 明	合 計
					食 料	織 維	木 材	パ ル プ ・ 紙	化 学 工 業	鐵 鋼 ・ 非 鐵 他	そ の 他								
平成 30												1					7	8	16
31	1	2		1													1	1	6
令和 2	1	3															1	1	6
3		1		1				1								1	6	3	13
4	4			1								1	1				1	2	10

第2節 悪臭防止対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質を規制している。平成23年度から、それまでの改善勧告・命令・立入調査に加え、規制地域の指定及び規制基準の設定に関する事務が県から市に権限委任された。

規制地域は、岩国地域、由宇地域、玖珂地域及び周東地域の市街化区域に指定している。規制基準は、敷地境界線においては22種類の特定悪臭物質に対して表2のとおり、また、特定悪臭物質のうち9物質を除いた13物質の排出口における基準が、煙突その他の気体排出施設から排出される流量の許容限度として設定されている。さらに、硫黄系4物質に対しては、表3のとおり排水中の基準が設定されている。

表2 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準 (単位: ppm)

地域の区分	A 地域	B 地域	C 地域	備 考 (施行年月日)
臭気強度	2.5	3	3.5	
アンモニア	1	2	5	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	S52. 3. 15
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	(一部改正)
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	S56. 4. 1
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	S62. 4. 1
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	(改 正)
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	H 7. 1. 1
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イソブタノール	0.9	4	20	
酢酸エチル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
トルエン	10	30	60	
キシレン	1	2	5	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	(一部改正)
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	H 2. 4. 1
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	

表3 悪臭防止法に基づく排出水の敷地外における規制基準

特定悪臭物質	排出水量(m ³ /s)	許容限度 (mg/l)			備 考
		A 地域	B 地域	C 地域	
メチル メルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06	0.2	施行年月日 (H8. 4. 1)
	0.001 超 0.1 以下	0.007	0.01	0.03	
	0.1 超	0.002	0.003	0.007	
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3	1	施行年月日 (H8. 4. 1)
	0.001 超 0.1 以下	0.02	0.07	0.2	
	0.1 超	0.005	0.02	0.05	
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2	6	施行年月日 (H8. 4. 1)
	0.001 超 0.1 以下	0.07	0.3	1	
	0.1 超	0.01	0.07	0.3	
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2	6	施行年月日 (H8. 4. 1)
	0.001 超 0.1 以下	0.1	0.4	1	
	0.1 超	0.03	0.09	0.3	

2 山口県悪臭防止対策指導要綱による指導

悪臭防止法及び山口県公害防止条例では、悪臭を規制する方法として悪臭物質を指定し、その濃度を機器分析によって測定することを規定している。

しかし、悪臭は、法や条例に指定されている物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する場合もあり、法に基づく悪臭物質濃度測定結果と住民の被害感とが必ずしも一致しないことが多いことから、「山口県悪臭防止対策指導要綱」（昭和 58 年 3 月 31 日制定、同年 6 月 1 日施行）に基づいた三点比較式臭袋法による官能試験を用いた行政指導も行っている。

3 悪臭調査

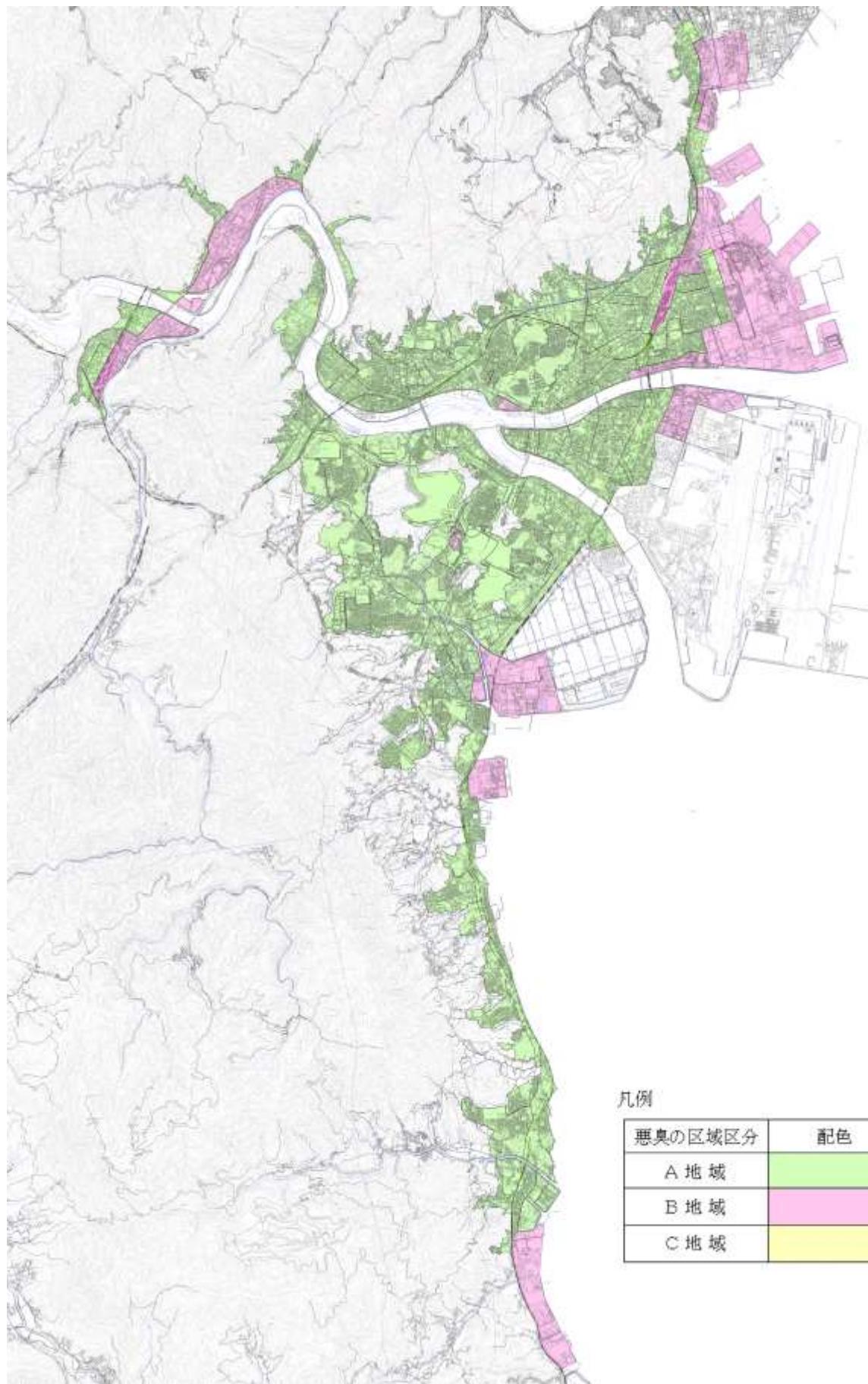
令和 4 年度は、5 事業所に対して悪臭防止法及び山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく調査を行い、規制基準及び指導基準の遵守状況を調査した。

法に基づき敷地境界線を 3 工場 10 検体、排出口は 1 工場 3 検体を調査したが、全て基準を遵守していた。

また、指導要綱に基づき（三点比較式臭袋法）敷地境界線を 3 工場 5 検体、排出口は 1 工場 3 検体の調査を実施したところ、3 検体が指導基準を超えていたため、基準の遵守を指導した。

表4 悪臭調査結果（令和4年度）

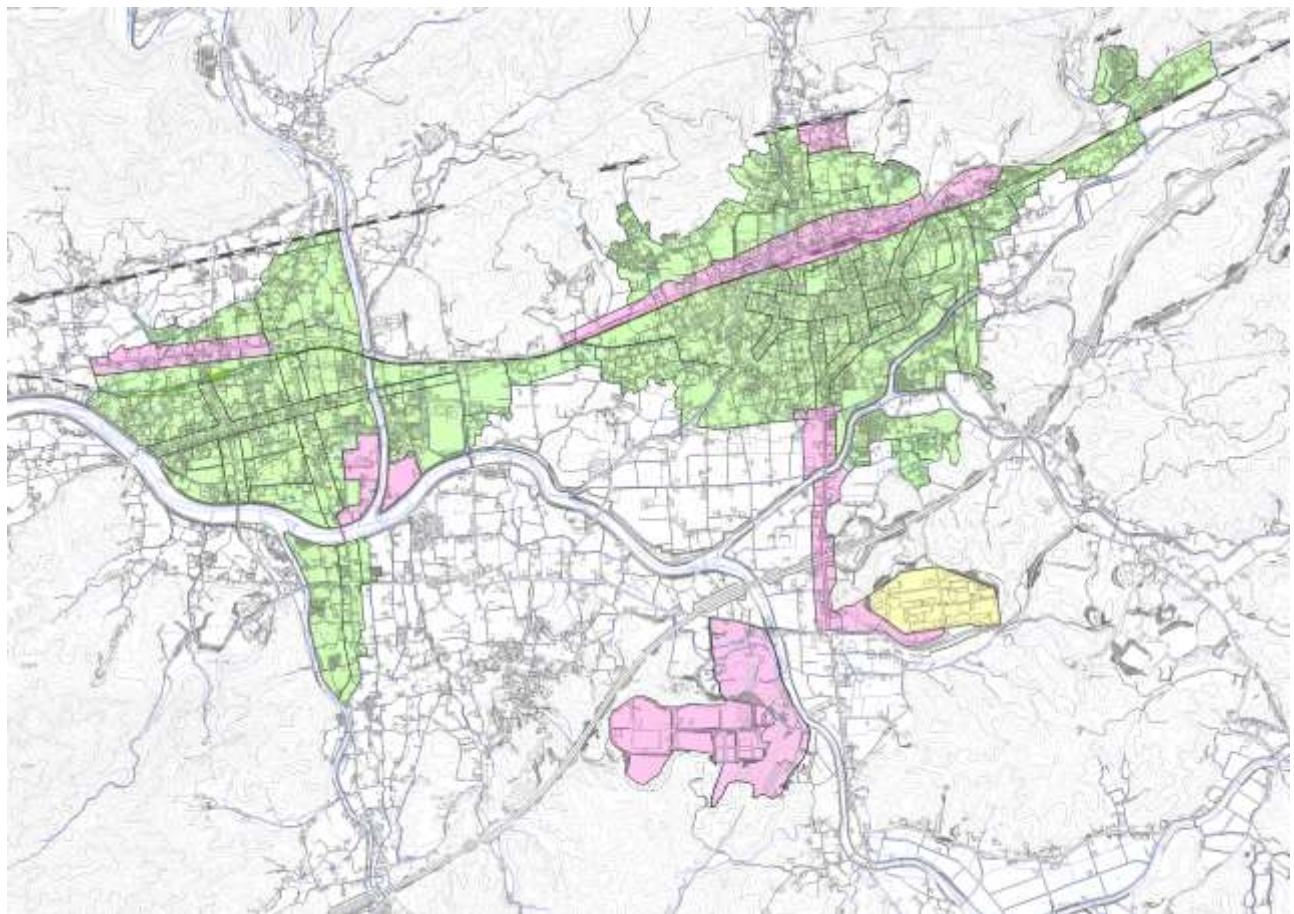
	悪臭防止法		山口県指導要綱		合 計	
	敷地境界線	排出口	敷地境界線	排出口	敷地境界線	排出口
調査件数	10	3	5	3	15	6
超過件数	0	0	3	0	3	0



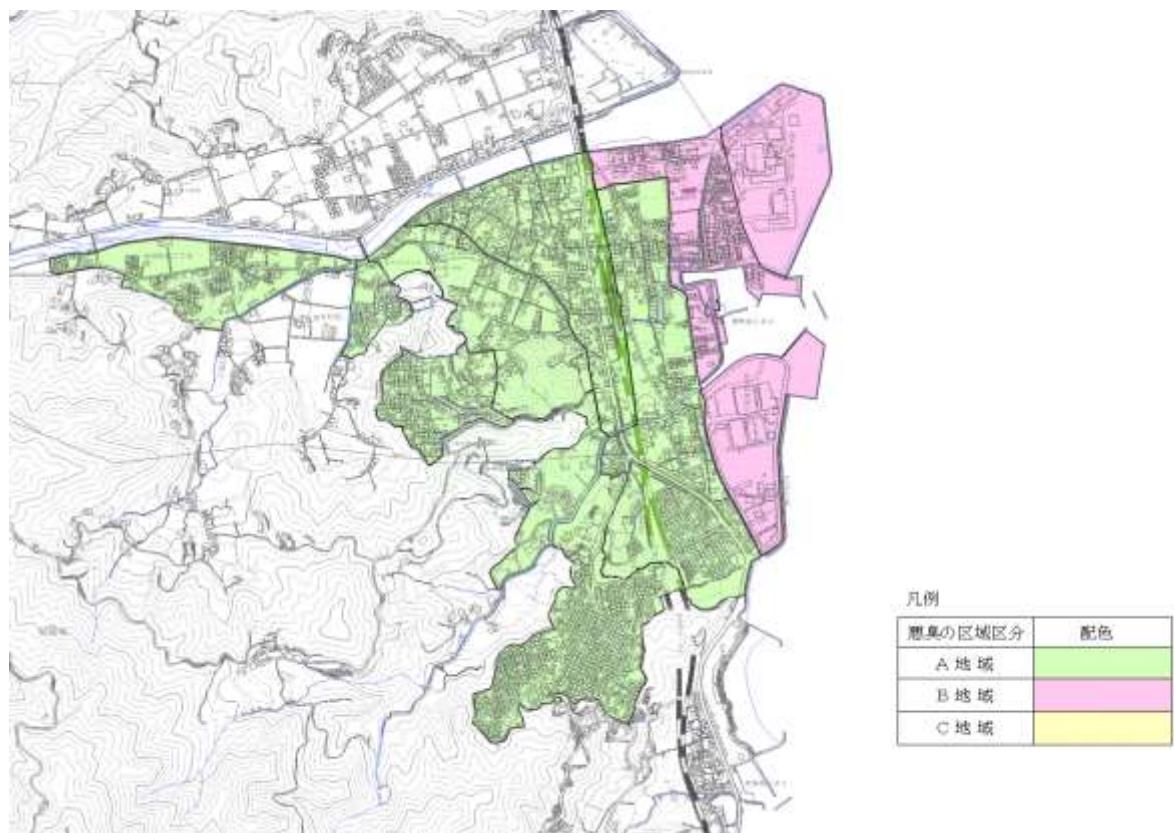
凡例

悪臭の区域区分	配色
A 地域	緑色
B 地域	ピンク色
C 地域	オレンジ色

悪臭防止法規制地域概要図(岩国地域)



悪臭防止法規制地域概要図(玖珂・周東地域)



悪臭防止法規制地域概要図(由宇地域)

第7章 地球温暖化対策

第1節 エコ・オフィス活動の概要及び実践状況

1 概要

旧岩国市では平成11年度に「岩国市エコ・オフィス計画」を策定、市町村合併に伴い平成19年度からは新岩国市で、エネルギー等の使用量及びゴミの排出量を削減することにより、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に取り組んできた。平成23年度からは、市独自の環境マネジメントシステムである「いわくにエコマネジメントプラン」においてエコ・オフィス共通目標を設定し、取組んでいる。また、令和2年度～令和6年度を、第3期とし、これまで同様二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に取組んでいる。

2 実践状況

第3期エコ・オフィス共通目標として、令和元年度を基準とし令和6年度までの数値目標を掲げている。令和4年度の実践状況を取りまとめた結果、公用車の燃料使用量、ごみ排出量、コピー用紙購入量、施設での灯油、軽油、電気、水使用量、二酸化炭素等温室効果ガス排出量で改善が見られた。

○ 職場における目標（目標値：令和6年度までに2%削減）

年 度	令和元	2	3	4		削減率(%)
公用車の燃料使用量（ガソリン換算）ℓ	319,171	284,646	290,753	309,763		2.9
ごみ排出量(焼却+プラスチック類)kg	147,969	125,289	141,407	159,542		▲7.8
コピー用紙使用量（A4換算）千枚	30,260	28,479	26,257	24,691		18.4

○ 施設における目標（目標値：令和6年度までに5%）（※公用車使用分除く）

種別／年度	令和元	2	3	4		削減率(%)
ガソリン(ℓ)※	1,048	2,254	2,031	1,676		▲59.9
灯油(ℓ)	443,153	418,930	397,164	420,641		5.0
軽油(ℓ)※	5,447	3,017	5,579	5,574		▲2.3
A重油(ℓ)	264,667	328,264	308,566	283,126		▲6.9
LPG (m ³)※	121,011	123,567	120,145	130,027		▲7.4
電気 (10 ³ kWh)	39,276	38,910	39,387	39,325		▲0.1

○ 水使用量の目標（目標値：令和6年度までに2%削減）（工業用水、指定管理施設除く）

年 度	令和元	2	3	4		削減率(%)
使用量(10 ³ m ³)	323	294	287	341		▲5.5

○ 二酸化炭素等温室効果ガス排出の目標（目標値：令和6年度までに5%削減）

年 度	令和元	2	3	4		削減率(%)
排出量(t)	30,260	27,183	24,076	23,944		20.9

※算定方法を変更（温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成27年4月）に基づき計算）

第2節 岩国市地球温暖化対策地域協議会

1 概要

地球温暖化対策地域協議会とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく団体で、皆が一緒になって温室効果ガスの削減のアイディアを出し合い、研究し、実行することを目的として活動しています。

2 活動状況（令和4年度）

年 月 日	内 容
令和4年4月15日	緑のカーテン市役所設置
5月	幹事会（書面開催）
6月～9月	緑のカーテンキャンペーン 17件応募 実績報告書提出者 個人2世帯4件、学校5件、児童福祉施設4件、市民団体1件、行政機関1件
6月～9月	「省エネ川柳募集」応募者434名、635句
7月～8月	ワーキンググループ設置
7月27日～8月2日	市政番組「かけはし」でクールチョイス啓発特集放映
通年	地球温暖化防止出前講座18回 受講生437人 家庭におけるストップ温暖化診断 診断実績29世帯 地球温暖化防止活動推進員レベルアップ研修会 4回 34名 SNS (Twitter) による啓発活動



かけはしでのクールチョイス特集



SNS (Twitter) による啓發活動